

芸術文化活動支援のあり方検討部会報告

**芸術文化への支援・投資が、東京の未来を創造する**

平成 21 年 2 月 10 日

東京芸術文化評議会  
芸術文化活動支援のあり方検討部会

目 次

[本編]

はじめに ..... 1

第1章 芸術文化への支援・投資が、東京の未来を創造する ..... 3

第2章 東京都の政策目標と芸術文化の創造環境整備に向けた課題 ..... 4

第3章 これからの芸術文化活動支援の戦略 ..... 5

第4章 新たな芸術文化支援策のあり方 ..... 7

おわりに ..... 12

[資料編] ..... 15

## はじめに

我々は、2年前都知事から「芸術文化活動に対する支援のあり方」について諮問を受けた。

その趣旨は、「東京における芸術文化活動の基盤を強固にするため、公共・民間の役割分担を明確にしつつ、時代の先駆けとなる芸術文化活動への支援や、都民が芸術文化に親しめる環境づくりを進める必要がある※」というものである。

東京が持つ「大きな潜在能力を活かし、東京ならではの芸術文化を創造・発信する環境を整備し、さらに高いレベルの成熟した文化都市を目指すことにより、世界の中で確固たる存在感を示していく※」という高い目標に対して、どのような支援策を施すべきかを検討するためには、世界を視野に入れた東京の文化振興をどのように展開していくかといった文化戦略の検討と切り離すことはできない。

東京の文化戦略において、今後の芸術文化に対する支援のあり方は、重要かつ広範な課題である。そのため、(1)資金による支援、(2) 場や施設による支援、(3) 制度やソフト面のサービスによる支援、という3つの基本フレームを設定して検討を行った。これらの支援策を組み合わせた総合的な支援が必要であるというのが、我々の出した結論である。

ここで提案した芸術文化に対する支援策の具体化と、施策への反映により、一刻も早く「世界文化都市・東京」を実現することを強く望むものである。

---

※ 東京芸術文化評議会への諮問文書より(平成19年3月)

## 本答申の骨子

### 目標

東京が持つ大きな潜在能力を活かし、東京ならではの芸術文化を創造・発信する環境を整備し、さらに高いレベルの成熟した文化都市を目指すことにより、世界の中で確固たる存在感を示していく

### 芸術文化支援における考え方の転換

- ① 消費する都市から創造する都市へ
- ② 芸術団体が都民と向き合う仕組みづくりへ
- ③ 持続的な支援の展開、支援策の専門性を高める

### 芸術文化の創造活動支援に求められる戦略

- ① 創造活動に対する経済的支援
- ② 創造活動の場や施設の整備
- ③ 制度や仕組みの見直し、情報やノウハウの提供

### 新たな芸術文化支援策のあり方

#### (1) 資金による支援

- ① 助成制度の拡充と制度の見直し(早急に取り組むべき施策)
- ② プロフェッショナルへの支援
- ③ 都民の文化へのアクセスの拡充

#### (2) 場や施設による支援

- ① 活動支援アートセンター(仮称)の開設(早急に取り組むべき施策)
- ② 既存の都立文化施設の自主プログラムの強化と運営体制の拡充
- ③ 他の設置主体の文化施設との連携

#### (3) 制度やソフト面のサービスによる支援

- ① 寄附しやすい制度の構築(早急に取り組むべき施策)
- ② 情報サービスの充実
- ③ 人を介した支援

### 総合的な支援を行う体制の整備 - プログラム・オフィサー等の専門家の起用 -

以上の3つの支援策を強化するためには、「プログラム・オフィサー」などの専門家を起用し、支援の成果を評価・検証するなど、継続的に支援を行う体制を整える必要がある。長期的に東京の芸術文化の状況全体を見渡せる能力を持った専門家を起用し、できるだけ早期に「アーツカウンシル」機能を持つ組織を整備すべきである。

## 第1章 芸術文化への支援・投資が、東京の未来を創造する

東京の文化的な特徴は、他の道府県と比べても、国際的に見ても文化施設が集積していること<sup>1</sup>、芸術文化の鑑賞機会は豊富で、都民の鑑賞活動も活発であること<sup>2</sup>、アーティストが集積していること<sup>3</sup>、などである。また、国外から「Japan Cool」と称されるように、江戸時代から続く伝統文化と、現代のポップカルチャー、あるいはカワイイと形容される若者文化や生活様式が混在している東京の文化のあり様に、興味や関心を持つ外国人も少なくない。にもかかわらず、国際的に見ると、東京は文化の発信力が弱く、文化都市としての認知度が低いのが現状である。

一方、芸術文化や創造的な産業の振興によって衰退した都市の再生を図り、地域や市民が再び活力を取り戻す「創造都市」の考え方を政策に取り入れる都市は、近年、欧州、北米ばかりか日本やアジアでも急増している（資料4）。そこでは、芸術文化への投資が、その都市の未来への投資へとつながるといった認識が広がっている。産業構造の変化に伴い、クリエイティブな発想を産業に結びつけることが、都市の成長や経済発展に大きく貢献することや、芸術文化が経済の活性化や雇用の創出に寄与し、経済循環にも大きな役割を果たすという考え方が定着しつつあるからである。

こうした世界的な潮流に対し、東京は、海外のアーティストやクリエイターといった創造的な人材にとって魅力的な条件を備えているとは言えず、海外からの優れた才能の吸引には成功していない。それどころか、現在東京に在住しているアーティストやクリエイターの創造活動にとって、十分な環境が整えられていないため、優れた才能が海外に流出しているという指摘もある。このままでは、東京は都市としてのクリエイティブな競争力を失ってしまう。

また、教育や福祉の分野でも、芸術文化の持つ力への期待が高まっている。教育の現場では、リアルな体験が減る中で、人間個人の健全な成長のためにも、芸術文化に触れ、創造活動を体験することが重要と考えられている。そればかりか、子どもたちの想像力や創造性の育成が、将来の新しい産業の創出に不可欠との認識から、芸術教育を強化する国も出てきた。さらに、高齢者の元気回復や障害者の自立支援にとっても、芸術文化が大きな役割を果たしうることが、各地の取り組みで明らかになっている。

芸術文化の創造性を足がかりに、東京という都市、そしてそこに暮らす都民に新しい活力をもたらし、東京の未来を創造するため、芸術文化への支援や投資が求められている。

<sup>1</sup> 特に、劇場・ホール等の文化会館の設置数は124施設(全国の6.6%)、博物館は102施設(全国の8.5%)、常設映画館は324施設(全国の18.5%)と、他の道府県を大きく上回っている(資料1)

<sup>2</sup> 芸術文化の鑑賞活動に関する行動者率を都道府県別にみると、東京都が最も高い(映画鑑賞は46.4%、美術鑑賞は28.0%等)(資料2)

<sup>3</sup> 東京在住の芸術家人口の全国に占める割合は約3割で、芸術家は東京に集中している(資料3)

## 第2章 東京都の政策目標と芸術文化の創造環境整備に向けた課題

### (1) 東京は、芸術文化を創造・発信する都市を目指している

東京都は平成18年に、『『創造的な文化を生み出す都市・東京』を目指して』と題する「東京都文化振興指針」を策定した。この中では、「創造的な文化を生み出す都市・東京」を目指して、「世界が文化的魅力を感じる都市」、「都民が文化的豊かさを誇れる都市」、「文化創造の基盤が充実する都市」という、3つの基本目標が掲げられている。

また、同年新たな都市戦略として策定された「10年後の東京」では、目標のひとつに「都市の魅力や産業力で東京のプレゼンスを確立する」を掲げ、10年後の東京の姿を「東京ならではの文化の創造・発信が活発に行われ、世界における文化面でのプレゼンスを確立している」、「東京から発信する文化を通じ、アジア等の様々な都市との交流が深まっている」としている。

### (2) 東京では非営利の芸術創造活動を支える基盤が脆弱である

こうした目標に対して、東京には課題が多い。

第一に、芸術団体、アーティストの経済基盤は脆弱である。

作品を制作し、発表するためには、相当の資金が必要である。しかし、芸術活動だけで十分な収入を得ているアーティストは少数派である。生計を成り立たせるために、芸術文化以外の副業に従事せざるを得なく、制作に専念できないアーティストが大多数を占めていると思われる。

そうした課題を解決し、芸術文化を振興するため、国や地方公共団体、民間企業や財団などによって、様々な助成制度が創設されている(資料5)。にもかかわらず、活動資金の不足感を訴えるアーティストの割合は約8割にのぼるなど、状況は改善されていない(資料6)。しかも、東京は全てにおいてコストが高く、スペースも不足していることから、他都市と比べて相対的に創造活動のための条件が悪い。

第二に、制作・創造の場が限られている。都内では、鑑賞のためのホールや劇場、美術館などの設置数に対して、稽古場や作業場、アトリエ、スタジオなどの創造のための場や環境が圧倒的に少ない<sup>4</sup>。また、稽古場や練習場として利用される公共施設は、利用料金の水準、空間の高さや広さ、保守・管理面の規則など、制作・創造の環境として問題点が多い(資料8)。

第三に、アーティストを支える仕組みが未整備である。

財政的な支援や場の提供をはじめ、研修やオーディションの機会、作品の公開や発表に対するアドバイスなど、アーティストが必要とする多様な情報を収集・提供したり、あるいは、それらを仲介したりするような中間支援的なサービスが整っていない。行政だけではなく、都民や民間企業が芸術文化を支える仕組みが求められる一方で、寄附を促す税制が十分に理解されず、寄附文化が社会に根付いていないため、芸術活動が広く社会から支えられる仕組みができていない。

<sup>4</sup> 例えば、東京における現代演劇の上演の回数から、劇団が必要としている稽古場の延べ利用日数を試算すると、現状の稽古場の数で供給できている日数は5割となっている(資料7)。

### (3) 非営利の芸術活動にとって課題は深刻である

とりわけ、非営利の芸術活動に取り組む芸術団体やアーティストにとって、これらの課題は深刻である。東京という都市の創造性を高め、新しい価値を生み出すためには、市場原理では成立しない芸術活動が極めて重要であることから、こうした創造環境の整備は、「世界文化都市・東京」の実現にとって最優先すべき課題である。

## 第3章 これからの芸術文化活動支援の戦略

### (1) 芸術文化支援における考え方を転換する

東京都の目標を実現するべく、現状の課題を克服するためには、芸術文化支援における考え方の転換が必要である。

#### 消費する都市から創造する都市へ

東京では、公立、民間を含め、文化施設が集積し、鑑賞機会は格段に恵まれている。しかし、こうした芸術文化の消費行動を促す事業は都でも従来から実施しており、今後はそうしたものよりも、創造活動に経済的支援を行うことが急務である。「消費する都市」から「創造する都市」へ転換すべく、アーティストやクリエイターのための創造の場や施設を整備するとともに、制作や交流が促されるプログラムを提供する必要がある。

#### 芸術団体が都民と向き合う仕組みづくりへ

芸術文化活動の支援は行政のみが行うものではない。行政と芸術団体との「支援する／支援される」関係だけでなく、芸術団体自らが都民と向き合い、双方向の開かれた関係を構築することによって、都民自らが芸術活動を支える機運を高めなければならない。そのため、芸術団体の側にも、自分たちの活動への共感、支持、支援等を得る努力が求められるとともに、行政は、都民が芸術活動を支えやすくする仕組みを整える必要がある。

#### 持続的な支援の展開、支援策の専門性を高める

これまでの行政による芸術文化活動への支援は、公演ごとの財政的支援がほとんどで、長期的な視点で芸術団体の制作過程や成長の過程に対する支援は行われてこなかった。公演ごとに完結した仕組みではなく、より長期的、継続的な創造活動の支援が必要である。そのため、支援プログラムの効果や有効性を検証、評価するための専門家を配置するなど、芸術文化活動支援の専門性を高める必要がある。

### (2) 芸術文化の創造活動支援に求められる戦略

以上により、これまでの資金による支援だけでなく、場や施設、制度やソフト面からのサービスといった総合的な支援策が必要である。

## 創造活動に対する経済的支援

予算規模、制度設計の両面から、既存の助成制度の大幅な拡充を図る。

予算規模に関しては、前述のとおり、非営利の芸術活動の資金が不十分なことだけでなく、国外の主要都市と比較しても、東京都の芸術文化に関する助成制度の予算は極めて小規模であることから<sup>5</sup>、大幅な拡充が求められる。

制度設計の面では、従来の助成制度が公演ごとに完結していること、事業完了後の後払いであること、助成限度額が自己資金の範囲内であることなどの弊害を取り除く。そうすることで、創造活動に取り組むアーティストや芸術団体の経済的な不安要因が軽減され、積極的な事業展開が可能となることが期待される。

また、子どもたちの芸術体験プログラム等、地域における教育、福祉、まちづくり等と連携したプログラムを充実し、幅広い都民が芸術文化と触れ合い、創造的な活動を体験できるようなアクセシビリティを拡充する。同時に、地域に根差したアーティストの活動を促進し、地域に密着した創造活動を活性化させる。こうした活動にはアート NPO などが介在していることが多く、コーディネーターの育成支援にもつながる。

## 創造活動の場や施設の整備

従来の文化会館やホール・劇場、美術館等は、公演や展覧会といった鑑賞のための施設が中心で、稽古場や作業場、練習室等の作品の創造・制作の場の確保までは十分でなかった。近年では、創造・制作の場を提供する施設が増え始めたものの〈資料10〉、依然として拠点を持たず、制作の場の確保に苦慮している芸術団体は多い。これらのニーズに対応し、東京都としても、遊休施設を活用した稽古場等の創造活動の場を提供することが必要である。

安定的な創造拠点を提供することにより、優れた才能が発掘され、東京発の創造・発信が活性化される。それとともに、東京都が有する遊休施設の芸術文化への活用を図ることで、地域の活性化も期待される。また、既存の都立文化施設においても、都民の芸術文化活動の発表の場、鑑賞の場としてだけでなく、優れた人材の発掘、育成、創造活動への支援に一層取り組む。

## 制度や仕組みの見直し、情報やノウハウの提供

新公益法人制度が平成20年12月に施行されたことを踏まえ、芸術文化系の公益財団・社団の設立を促すとともに、それらの公益財団・社団への都民の寄附が、住民税の控除の対象となるように条例指定することにより、都民が芸術活動を支援する仕組みを整える。これと合わせて、東京都の芸術文化に関する助成制度にマッチング・グラント制度を導入し、都民や民間からも今まで以上の支援を誘引する。

また、都内における芸術文化の創造活動を支援するため、情報の収集・提供、および相談窓口の設置などにより、アーティストの活動を、情報や人材面から支援する体制を充実する。

<sup>5</sup> ベルリンの20分の1、シンガポールの7分の1である〈資料9〉。



### (3) 総合的な支援の効果を高める制度設計

以上のような、芸術文化活動に対する支援策は、個々の支援策の専門性を高めると同時に、それぞれを分離させるのではなく、相互に連携しながら総合的に展開していく必要がある。そのためには、「資金」、「場や施設」、「制度やソフト面のサービス」といった芸術文化活動の支援策にトータルに関わる専門家(プログラム・オフィサー)を起用することが必要である。

また、民間助成団体等の専門機関と連携し、効果的な助成を図ることも考えられる。総合的な支援を効果的に行うためには、専門家や専門機関を擁し、東京都の政策と連携しながらも、一定の自立した意思決定機関の設置が望まれる。

## 第4章 新たな芸術文化支援策のあり方

以下、(1)資金による支援、(2)場や施設による支援、(3)制度やソフト面のサービスによる支援、という3つの基本フレームに沿って施策を検討した。

### (1) 資金による支援

#### 助成制度の拡充と制度の見直し(早急に取り組むべき施策)

東京都では、「芸術文化創造発信事業助成」を平成16年度から実施している。平成19年度までの過去3年間は、年間の交付金総額が2千万円という小規模な助成制度であったため、平成20年度には東京芸術文化評議会の強い提案に基づき、総額6千万円まで拡充した(平成21年度は8千万円の予定)。国や民間による助成制度の効果を踏まえながら、「東京の芸術文化の魅力の世界に発信する創造活動を支援する」という所期の目的を達成するためには、さらなる拡充が求められる。

また平成20年度の改正では、金額のみならず制度設計や運用面でもいくつか重要な見直しを行った。助成金額を自己資金の範囲内とする条項の撤廃、助成金の一部先払い(交付決定額の2分の1を上限とした概算払い)、助成対象費目の拡大(稽古場借料、企画制作料を含む)などである。これらは、国を含め従来の助成制度の欠点と言われていたものを改善したものであり、今後、実施結果を検証し、その有効性を全国に広めてもらいたい。

さらなる制度の改善策としては、助成申請の年複数回もしくは通年での受付、複数年の継続助成などが考えられる。

#### プロフェッショナルへの支援

公演や展覧会を単位とした助成から、創造活動を重視した助成へと転換することが考えられる。例えば年間を通じたアーティストや芸術団体の創作活動への助成(資料11)、脚本家や作曲家、デザイナーなど個人のクリエイターの創造活動への支援(資料12)、長期的な取り組みを要する海外との共同制作や作品の創造に向けた交流活動への支援などが求められる。

こうしたプロフェッショナルへの創造活動への支援が広がることで、アーティストやクリエイターが東京に集積し、交流を深め、常に創造意欲を刺激する都市となることが期待される。

### 都民の文化へのアクセスの拡充

近年では、教育や福祉、医療、まちづくり等と芸術文化の連携が注目を集めている。地域課題の解決に向けて、芸術文化の果たす役割が見直されており、都内でも、そうした成果をあげる地域の芸術文化活動が増えつつある〈資料13〉。

国(文化庁)では、「本物の舞台芸術に触れる機会の確保」、「地域人材の活用による文化活動支援事業」、「『文化芸術による創造のまち』支援事業」等の助成事業を行っている。こうした事業の中で、芸術文化を教育や地域づくりに活用するために重要な役割を果たすアーティストやコーディネーターの育成が図られている。

東京都は平成20年度の「東京文化発信プロジェクト」の中で、「キッズ伝統芸能体験」、「パフォーマンスキッズ・トーキョー」、「ミュージック&リズム TOKYO KIDS」等の芸術文化を通じた未来を担う子どもたちの育成」を趣旨とするプログラムを実施し、芸術団体やNPOが参画して主体的に事業を展開している。こうした事業の充実や、新たな助成制度の創設により、都民の誰もが身近にアーティストと出会い、交流し、創造的な芸術文化活動に参加できる機会の拡充が必要である。また、こうした事業や助成制度においては区市町村とも連携し、都の役割を明確にしながら効果を高めることが求められる。

## (2) 場や施設による支援

### 活動支援アートセンター(仮称)の開設(早急に取り組むべき施策)

東京都では、遊休施設を利用した創造拠点の先例として、美術系を中心としたトーキョーワウンダーサイトがある。若手芸術家の育成支援を目的に始められたこの事業も、国内外に開かれた文化発信のプラットフォームとして機能するようになってきた。

現在は、廃校となる遊休施設を活用して、舞台芸術系のアーティストの活動支援のために創造・制作の場を提供する「活動支援アートセンター(仮称)」の計画が進められている。低廉で長期的な利用ができる稽古場や作業場等を確保することにより、安定して作品の創造と制作に打ち込むとともに、複数の芸術団体やアーティスト同士が出会い、交流する場となり、互いに刺激し切磋琢磨する中で新しい作品が生まれる土壌となることが期待される。その運営は、アートNPOなどの専門機関が行うこととし、施設等の提供のみならず、人材交流、情報提供、環境整備といったアーティストの芸術活動を総合的に支援できる体制を整えるべきである。将来的には、舞台芸術分野のマネジメントやコーディネイトの専門的人材の育成につながるような事業展開も視野に入れたい。

これらの施設を核として、優れたアーティストやクリエイターの才能が発掘され、東京発の作品が創造・発信されるだけでなく、地域に開かれた活動を展開することで、コミュニティの活性化を促すことも期待される。

### 既存の都立文化施設の自主プログラムの強化と運営体制の拡充

東京都は、東京文化会館、東京芸術劇場、東京都美術館、東京都写真美術館、東京都現代美術館等の大型文化施設を設置している。これらの施設における公演や展示事業を含め、東京における芸術文化の創造活動を一層促進するよう、自主プログラムを強化すべきである。

これまでの東京芸術文化評議会の答申でも、東京都美術館では、大規模改修を機に、①新しい芸術表現や表現者の発掘と育成、②アート・リテラシーの涵養、**創造と表現活動に対する支援、**多様な芸術作品や表現の鑑賞機会の提供、**に取り組むべきとされ、**東京芸術劇場では、**芸術文化創造発信の拠点、**教育普及・人材育成の拠点、**賑わいの拠点**という三つの改革に向けたミッションと、**国際共同制作などの自主事業、**東京国際舞台芸術フェスティバルの実施、**在京オーケストラとのフランチャイズ、**劇団などとの連携強化、**という4つの事業展開の方向性が示されている。**

これら二つの施設に限らず、各施設の特徴を活かし、運営主体である(財)東京都歴史文化財団が有する人材や情報を共有し、企画制作や作品の創作のプロセスでの協働や協力、広報面での連携を積極的に行うことが考えられる。

また都立文化施設は、都民が芸術文化に触れる場として重要であり、鑑賞機会の提供や都民の発表の場にとどまらず、都民とアーティストやクリエイターと一緒に創造活動に取り組むワークショップや参加体験型のプログラムを充実させることも必要である。

これら都立文化施設の自主プログラムを強化するためには、専門人材の配置など運営体制の拡充が不可欠である。

### 他の設置主体の文化施設との連携

近年では、区市町村においても積極的に芸術文化の創造活動に取り組む専門的な施設が充実してきている(資料14)。従来、都立文化施設と区市町村が設置した文化施設との連携は、都内 61 施設が参加する「東京・ミュージアムぐるっとパス」や、渋谷区との協力による「あ・ら・かるちゃー」等が実施されてきた。今後は、都内の区市町村の施設とプログラム面の連携をより充実させることで、芸術文化の創造(生産)、普及・交流(流通)、鑑賞(消費)のネットワークを形成することが重要である。例えば、区市町村の文化施設と連携した作品の制作に加え、多摩地域や島しょ地域の文化施設のアウトリーチ活動やアーティスト・イン・レジデンスにおける共同事業が考えられる。

東京では、芸術文化へのアクセシビリティは都心部と周辺地域では開きがある。幅広い都民が身近な場所で芸術文化に触れ合える環境を整えるために、他の設置主体の文化施設と都立文化施設が連携することは有効である。

## (3) 制度やソフト面のサービスによる支援

### 寄附しやすい制度の構築(早急に取り組むべき施策)

平成20年の地方税法の改正により、個人住民税の寄附金税制が見直され、所得税の控除対象寄附金のうち都道府県又は区市町村が条例により指定した寄附金を、住民税の控除対

象に追加できることとなった。また、平成20年12月には新たな公益法人制度が施行され、一般財団・社団の設立が容易になるとともに、公益認定を受けた公益財団・社団は、新たな寄附金税制を活用して、寄附金を集めやすくなる環境が整備された。東京都は、この機に芸術文化分野についてこうした制度が積極的に活用されるよう、公益財団・社団の条例指定等の制度を整えることが必要である。例えば、団体の設立当初、法人格を営利法人として取得したものの、実質的には非営利の活動を専らとしている芸術団体については、公益法人制度の改正を受けて、非営利・公益法人への移行を誘導することも有効である。

芸術団体も自ら寄附金を集めるなどの資金調達の努力をすることが重要である。幅広い活動によって芸術団体への支持を獲得し、支持者からの寄附を集めることによって、多様な財源により安定した団体運営が可能となる。そのため、資金調達のノウハウの獲得や動機づけを促す仕組みも必要である。

こうした仕組みの一つに、欧米の寄附制度には「マッチング・グラント」という制度がある。芸術団体が民間企業や個人から集めた寄附金に応じて助成金を交付するもので、東京都が行う芸術文化助成と合わせて、有効な制度のあり方を具体化することが望まれる。民間では、(社)企業メセナ協議会が「助成認定制度<sup>6</sup>」を設け、企業や個人など寄附する側にインセンティブを与えることで、芸術団体の資金調達に有効な役割を果たしている。

東京都では、平成19年に「緑の東京募金」を創設した。個人や企業からの募金は、「緑の東京募金実行委員会」を経由して都に納付するもので、個人や企業からの募金によって様々な緑化事業が可能となると同時に、募金した個人や企業は都への寄附として税制上の優遇措置を受けられる制度となっている。また、個人や企業の寄附等により設置される個別の基金を管理運営し、寄附者の希望を尊重した助成を行う「コミュニティ財団」という制度がある。芸術文化に限定したものではないが、「緑の東京募金基金」や(財)大阪コミュニティ財団などの既存事例を参照し、東京でも芸術文化を支援するための基金、もしくはコミュニティ財団の創設を検討する。

### 情報提供サービスの充実

都内における芸術文化の創造活動を支えるため、芸術文化に関する多様な情報を収集し、提供する仕組みを整える。

例えば、各種のオーディションやコンペティション、国内外のフェスティバル、国や地方自治体、民間団体による助成プログラムや、国内外での研修や留学、専門的な技術を活かした雇用等の様々な情報は、アーティストやクリエイターのステップアップや集積を図るためにも重要である。

(財)東京都歴史文化財団では、「トーキョー・アート・ナビゲーション」というウェブサイトを活用し、東京における文化情報の提供を行っている。ただし、公演や展覧会といったイベントの情報が中心で、創造活動に必要な情報はきわめて限定的である。創造活動を支援する民間

<sup>6</sup> 企業や個人が特定公益増進法人である(社)企業メセナ協議会を通じて芸術文化活動への寄附を行う場合、寄附者が税制上の優遇措置を受けられる制度

の優れたウェブサイト(資料15)も見られるが、ジャンルごとに完結しているため、それらを総覧できるようなポータルサイトを創設するなど、アーティストの使い勝手に配慮した情報サービスが求められる。

また、東京には多くの在住外国人や海外からの観光客が滞在しており、国外の芸術関係者にも東京のアートシーンに関心を持つ人は少なくない。しかし、芸術文化に関する非日本語の情報発信は、質・量ともにきわめて乏しい。東京のアートシーンの国際的なプレゼンスを向上させ、また、創造支援に対する海外アーティストのアクセスを容易にするために、英語のウェブサイトの充実を図るべきである。

#### 人を介した支援

アーティストとしての経験を踏み出したばかりの人や、プロフェッショナルのアーティストを志す人には、創作や発表のために自分が抱える問題の解決方法や必要とする支援について、誰に相談すればよいかわからない場合が多い。そうした状況に対応するため、相談窓口を設置し、個別具体的な助言や、適切な人材や団体を仲介するコーディネイト機能を充実させる必要がある。

アート NPO の中には、こうした中間支援的な役割を担う団体が幅広い活動を行っている(資料16)。例えば、同じ分野のアーティストのネットワークを形成するものや、アーティストと学校の現場を仲介するもの、アーティストの健康管理や治療をサポートするものなどがあり、そうした団体と相互に連携することが重要である。

#### (4) 総合的な支援を行う体制の整備 - プログラム・オフィサー等の専門家の起用 -

以上の(1)資金による支援、(2)場や施設による支援、(3)制度やソフト面のサービスによる支援、という3つの支援策を強化するためには、「プログラム・オフィサー」などの専門家を起用し、支援の成果を総合的に評価・検証し、継続的に支援プログラムの点検や見直し、廃止や新設を行える体制を整える必要がある。

個別のアーティストや芸術団体の活動や成長を見ながら、長期的に東京の芸術文化の状況全体を見渡せる能力を持った専門家を起用して初めて、本来の「アーツカウンシル」の役割を担うことができる。また、こうした専門人材は長く経験を積むことが必要であり、できるだけ早期に「アーツカウンシル」機能を持つ組織を整備し、計画的に人材を育成すべきである。

## おわりに

東京には、多くの人間が集まり、多くの文化施設が集積してきた。劇場・ホール、美術館・ギャラリーといった場所で行われる日々の公演や展覧会の数は、ニューヨーク、ロンドン、パリといった国際都市と肩を並べており、国内のアーティストだけでなく、海外のアーティストの作品に触れる機会も珍しいことではなくなっている。

その一方で、芸術文化の「消費・受信」ではなく、「創造・発信」という部分に目を転じると、東京は、はたして世界に向けて十分な存在感を示すことができているだろうか。アニメや映画、ゲーム、ファッションといった娯楽産業やデザインなどの領域では国際的にも注目を集めることが多いものの、非営利の芸術文化の領域で、東京の存在感は他の国際都市に比べて希薄だと言わざるを得ない。

東京には、全国各地から優れたアーティストやクリエイターが集まっている。そして、多種多様な文化を受け入れる、しなやかな感性を持つ都民や、感受性ゆたかな感度の高い観客がいる。それらの人的資源は、国際的に見ても恵まれた潜在力である。我々は、その潜在力を活かし、芸術文化活動の支援を強化するためには、創造活動のための環境基盤整備に取り掛かることが必要である、という結論に至った。その基盤整備に取り掛からなければ、ますます東京は世界に取り残されていく危険性が高い。

本答申の提案を着実に施策に反映させ、東京が、より一層の成熟した文化都市として、世界の中で確固たる存在感を示す都市となることを期待する。

東京芸術文化評議会 芸術文化活動支援のあり方検討部会 委員名簿

	氏 名	所 属
部会長	吉本 光宏	(株)ニッセイ基礎研究所 芸術文化プロジェクト室長
委員	菅野 幸子	独立行政法人 国際交流基金 情報センター プログラムコーディネーター
委員	後藤 和子	埼玉大学経済学部教授
委員	片山 正夫	財団法人 セゾン文化財団 常務理事





## 資料編

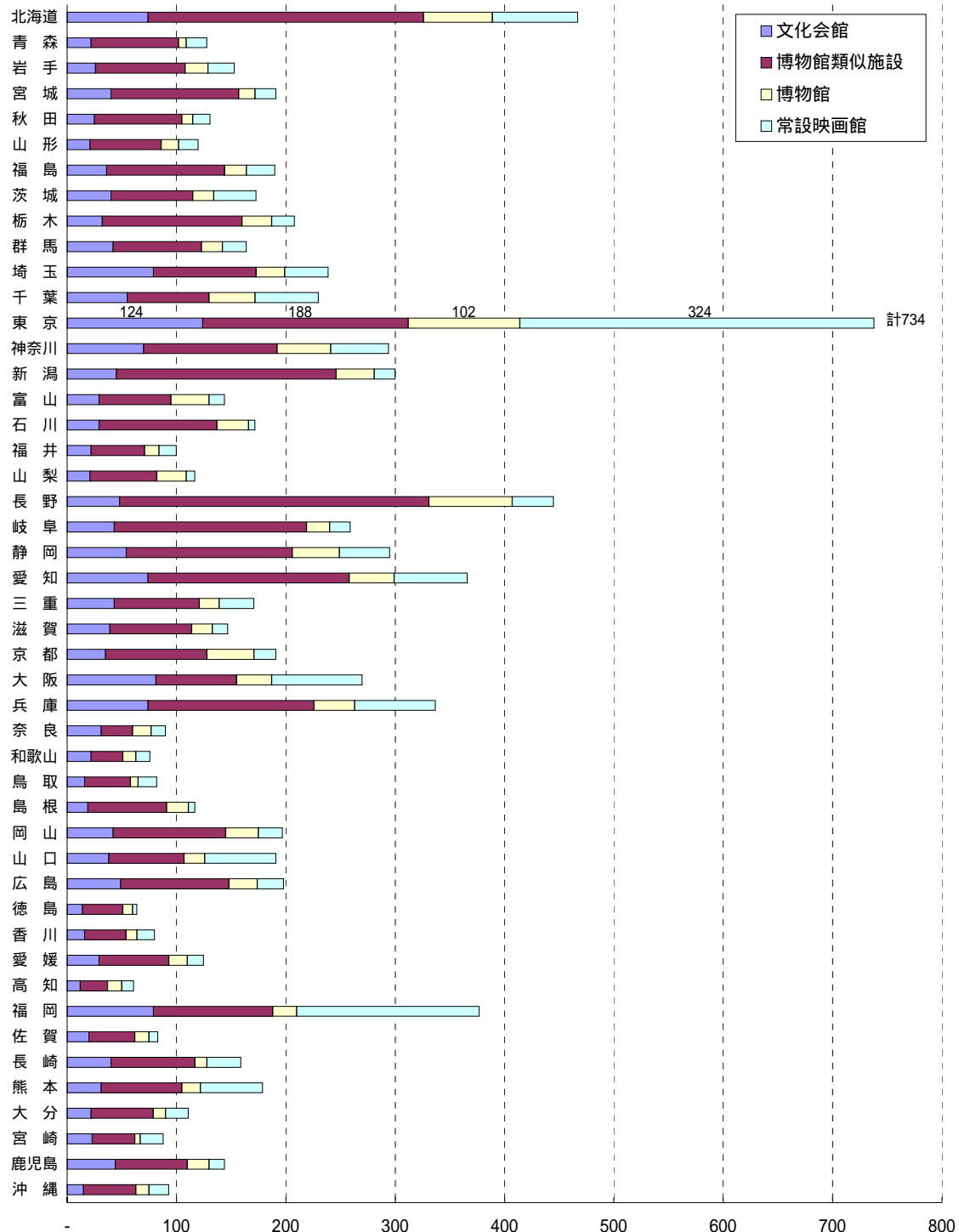
資料 1	都道府県別の文化会館(劇場・ホール)、博物館(博物館・美術館)、映画館の設置数 .....	17
資料 2	鑑賞活動に関する行動者率 .....	19
資料 3-1	都道府県別の芸術家の人口 .....	20
資料 3-2	全国に占める東京在住の芸術家の人口の割合 .....	21
資料 4	国内外における創造都市政策の事例 .....	22
資料 5-1	芸術文化に対する主な助成機関 .....	23
資料 5-2	主な文化機関による助成プログラム .....	24
資料 5-3	芸術文化への助成・支援金額の推移 .....	26
資料 6-1	芸術団体、個人の活動資金の現状 .....	27
資料 6-2	芸能実演家個人の年収分布の変化、および収入構成の比較 .....	28
資料 7	東京都における現代演劇に対する稽古場の供給率 .....	29
資料 8	舞台芸術団体が日頃感じている稽古場や作業場についての意見、提案 .....	30
資料 9	海外主要都市の芸術助成機関・予算の概要 .....	31
資料 10	近年における作品創造・制作の場の整備 .....	33
資料 11	セゾン文化財団による助成制度 .....	34
資料 12	フランス文化コミュニケーション省・舞台芸術局(DMDTS)の助成制度の概要 .....	35
資料 13	東京都内における地域イベントの事例 .....	36
資料 14	東京都内における専門的な文化施設(自主制作を行う主な事例) .....	37
資料 15	創造活動を支援するためのウェブサイト .....	38
資料 16	支援型アート NPO の事例 .....	39



資料1

都道府県別の文化会館(劇場・ホール)、博物館(博物館・美術館)、映画館の設置数

文化会館、博物館、博物館類似施設の数を見ると、東京の数が他の道府県を上回っていることが分かる。特に文化会館の設置数は124施設、常設映画館は324施設で、他の道府県を大きく上回っている。

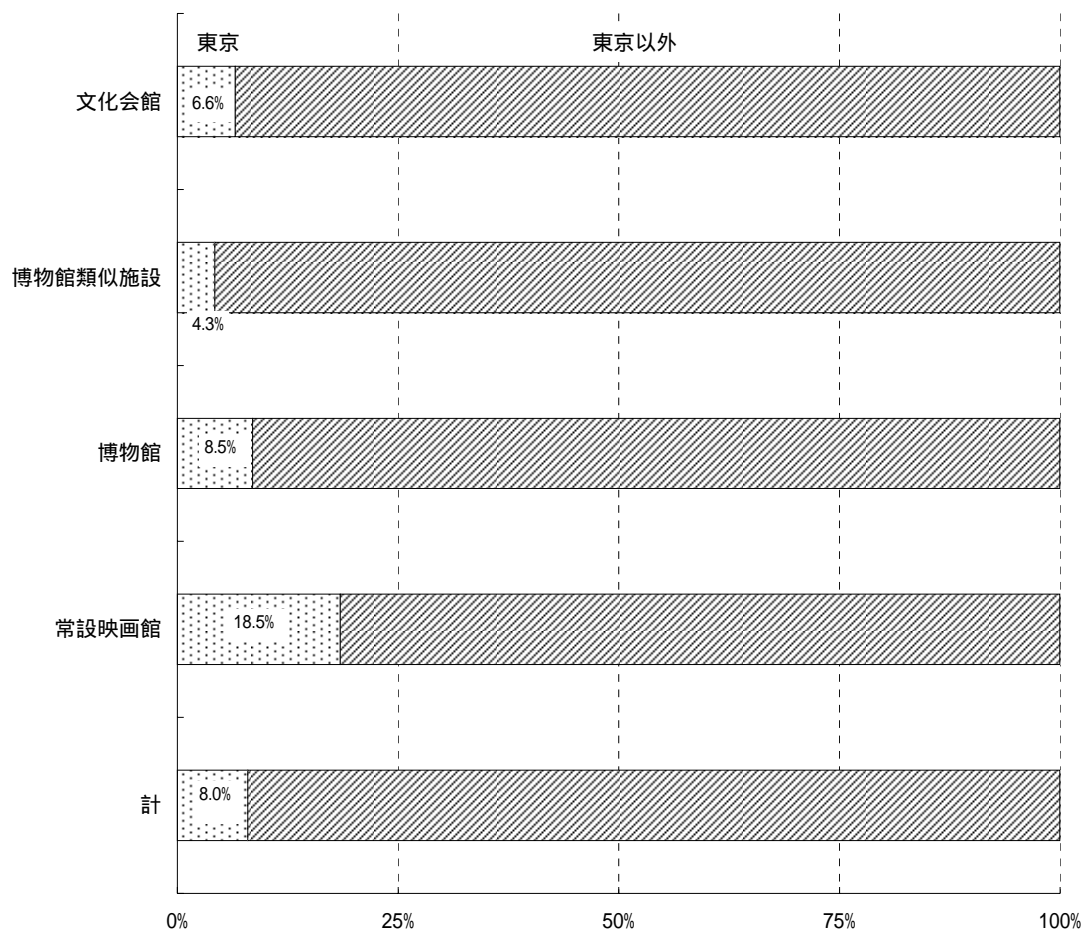


資料:「社会教育調査報告書」(文部科学省)2005(平成17)年度/保健・衛生行政業務報告(厚生労働省)2007(平成19)年度  
 注1:「社会教育調査報告書」は、3年ごとに実施。「保健・衛生行政業務報告」は毎年実施。  
 注2:「社会教育調査報告書」における「文化会館」とは、地方公共団体及び民法法人・営利法人等が設置し、一般開放している市民会館、文化センターで、座席数が300席以上のホールを有するもの  
 注3:博物館は、登録博物館と博物館相当施設に分けられる。登録博物館とは、地方公共団体等が設置した施設で、都道府県教育委員会の審査を受けたもの。博物館相当施設とは、登録博物館の要件は満たしていないものの一定の要件を満たしている施設で、文部科学大臣あるいは都道府県教育委員会の指定を受けたもの。博物館類似施設とは、上記2施設以外で、博物館法に定められた博物館と同種の事業を行う施設。つまり博物館法の適用外の施設である。

## 資料1

## 都道府県別の文化会館(劇場・ホール)、博物館(博物館・美術館)、映画館の設置数(続き)

文化会館、博物館、博物館類似施設の数で、東京の数が全国に占める割合を見ると、常設映画館が18.5%とかかなりの割合を占めていることが分かる。次いで博物館が8.5%、文化会館が6.6%、博物館類似施設が4.3%となっている。



	計	常設映画館	博物館	博物館類似施設	文化会館
☑東京以外	8,517	1,432	1,094	4,230	1,761
☐東京	738	324	102	188	124

資料:「社会教育調査報告書」(文部科学省)2005(平成17)年度/保健・衛生行政業務報告(厚生労働省)2007(平成19)年度

注1:「社会教育調査報告書」は、3年ごとに実施。「保健・衛生行政業務報告」は毎年実施。

注2:「社会教育調査報告書」における「文化会館」とは、地方公共団体及び民法法人・営利法人等が設置し、一般開放している市民会館、文化センターで、座席数が300席以上のホールを有するもの

注3:博物館は、登録博物館と博物館相当施設に分けられる。登録博物館とは、地方公共団体等が設置した施設で、都道府県教育委員会の審査を受けたもの。博物館相当施設とは、登録博物館の要件は満たしていないものの一定の要件を満たしている施設で、文部科学大臣あるいは都道府県教育委員会の指定を受けたもの。博物館類似施設とは、上記2施設以外で、博物館法に定められた博物館と同種の事業を行う施設。つまり博物館法の適用外の施設である。

## 資料2

## 鑑賞活動に関する行動者率

都道府県別に芸術文化の鑑賞活動に関する行動者率をみると、いずれのジャンルでも東京の鑑賞率の高さが顕著で、すべての項目でもっとも高い割合となっている。特に行動者率が高いのは「映画鑑賞」で46.4%だが、次いで「美術鑑賞」、「演芸・演劇・舞台鑑賞」の順となっている。

	美術鑑賞(テレビ・DVDなどは除く)		演芸・演劇・舞踊鑑賞(テレビ・DVDなどは除く)		映画鑑賞(テレビ・ビデオ・DVDなどは除く)		音楽会などによるクラシック音楽鑑賞		音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞	
	順位	行動者率	順位	行動者率	順位	行動者率	順位	行動者率	順位	行動者率
1位	東京都	28.0%	東京都	21.5%	東京都	46.4%	東京都	13.9%	東京都	15.9%
2位	石川県	23.1%	大阪府	16.9%	神奈川県	46.3%	神奈川県	12.2%	京都府	14.3%
3位	京都府	22.4%	神奈川県	16.7%	奈良県	41.5%	長野県	12.0%	神奈川県	14.0%
4位	神奈川県	22.0%	愛知県	16.5%	愛知県	41.2%	京都府	10.8%	愛知県	13.6%
5位	鳥取県	21.4%	奈良県	15.7%	埼玉県	41.1%	石川県	10.6%	奈良県	13.4%
6位	奈良県	20.6%	京都府	15.3%	千葉県	41.0%	滋賀県	10.1%	長野県	13.0%
7位	広島県	20.4%	埼玉県	15.2%	大阪府	40.5%	奈良県	10.1%	滋賀県	12.9%
8位	富山県	20.1%	兵庫県	15.0%	滋賀県	40.4%	兵庫県	9.9%	埼玉県	12.8%
9位	千葉県	19.8%	千葉県	14.8%	広島県	38.6%	埼玉県	9.8%	静岡県	12.8%
10位	島根県	19.8%	福岡県	13.9%	福井県	38.5%	北海道	9.7%	北海道	12.5%
全国		18.5%		14.2%		37.3%		9.3%		12.2%

※行動者率は、各都道府県別の10歳以上の推定人口における行動者数の推定値の割合。推定値の算出方法は「標本設計及び結果の推定方法」(<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2006/pdf/suikai.pdf>)を参照。

資料:「社会生活基本調査報告」(総務省統計局)2006(平成18)年

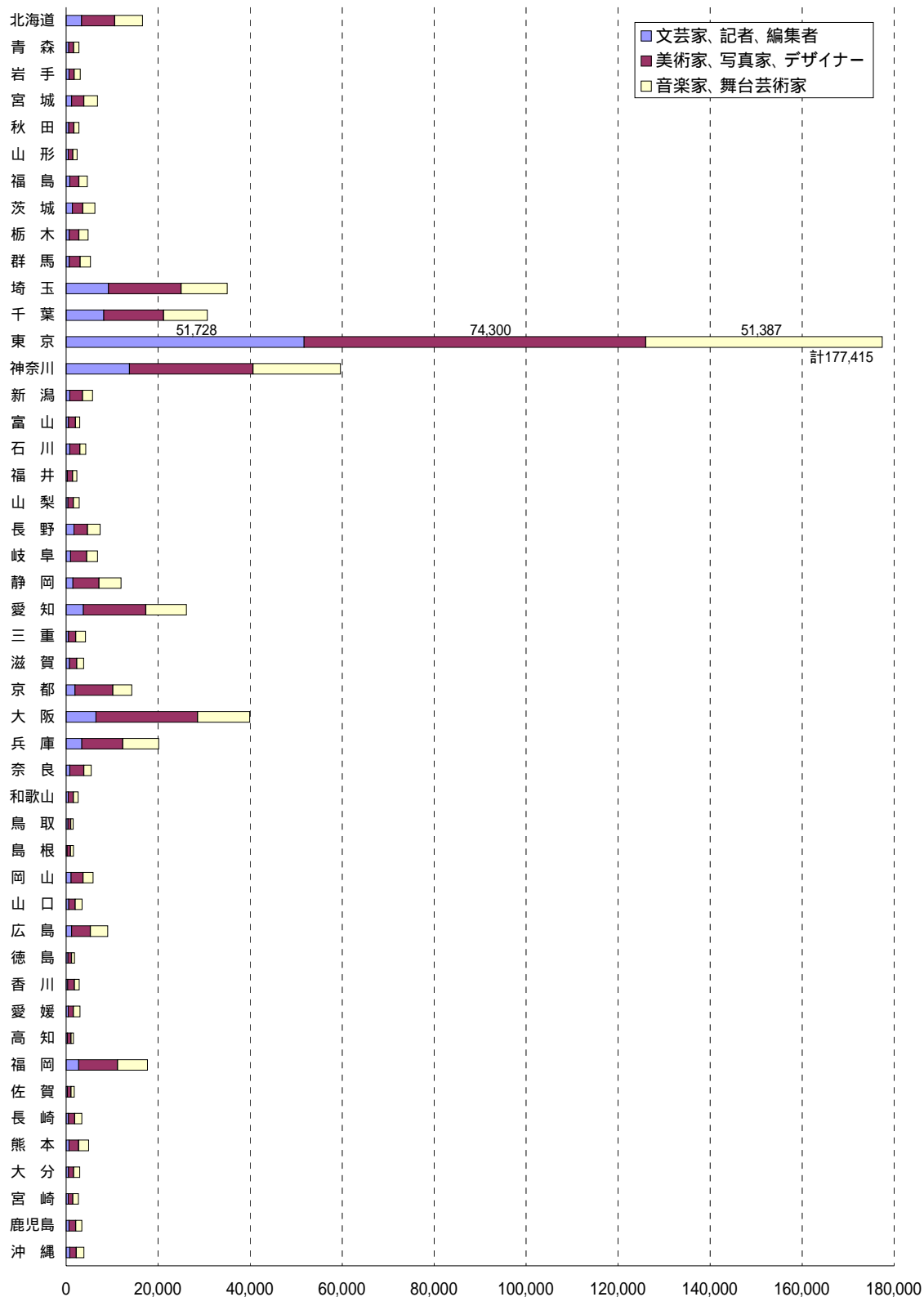
注1:「スポーツ、趣味・娯楽」のうち文化芸術の鑑賞活動に関する項目を抜粋。

注2:調査対象は、第1次抽出単位を平成12年国勢調査調査区とし、第2次抽出単位を世帯とする層化2段階抽出法によって行った。

注3:調査対象は、上記の方法により抽出された世帯にふだん住んでいる10歳以上の世帯員全員である。

資料3-1 都道府県別の芸術家の人口

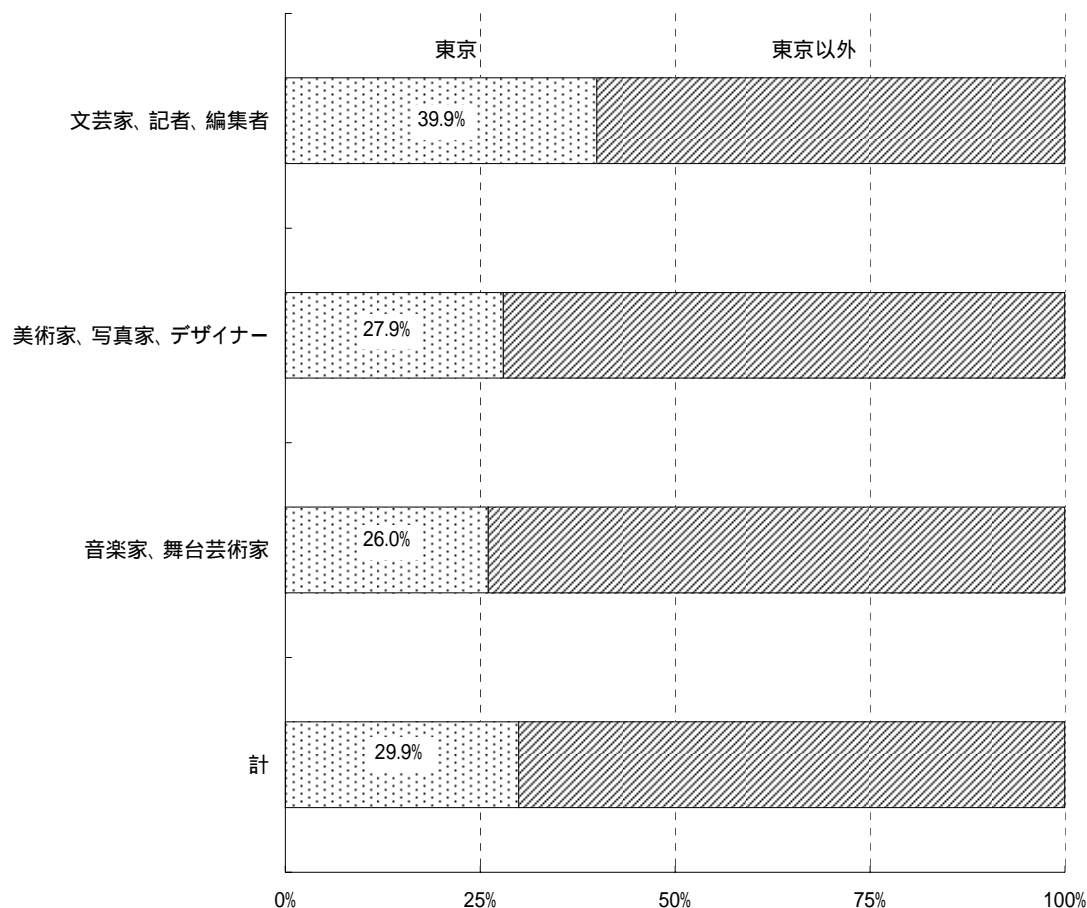
芸術家人口を見ると、どの専門分野でも東京の人口が他道府県と比べて圧倒的に多いことが分かる。



資料:「国勢調査」(総務省統計局)2000(平成12)年  
 注1:本調査は、5年ごとに実施。  
 注2:職業中分類別、15歳以上就業者数。抽出詳細集計結果による。

資料3-2 全国に占める東京在住の芸術家の人口の割合

東京在住の芸術家の人口の全国に占める割合を、職業の専門分野別に見ると、「文芸家、記者、編集者」は39.9%、「美術家、写真家、デザイナー」は27.9%、「音楽家、舞台芸術家」は26.0%となっており、それらの計で東京が全国に占める割合は29.9%と、日本では約3割の芸術家が東京に集中していることが分かる。



	計	音楽家、舞台芸術家	美術家、写真家、デザイナー	文芸家、記者、編集者
☒ 東京以外	415,551	146,172	191,608	77,771
☐ 東京	177,415	51,387	74,300	51,728

資料:「国勢調査」(総務省統計局)2000(平成12)年

注1:本調査は、5年ごとに実施。

注2:職業中分類別、15歳以上就業者数。抽出詳細集計結果による。

都市名	創造都市としての概要
札幌市	2005年、創造都市宣言「アイデアシティ・サッポロ」を行い、創造性に富むデザイナーやクリエイターたちの力により市民の創造性を引き出し、都市活力を生み出す創造経済への取り組みを行っている。
仙台市	2007年、「創造と交流 仙台市都市ビジョン」を策定し、産業振興、芸術・文化、都市計画、都市空間形成などの都市政策を融合し、一体となった展開を打ち出した。
横浜市	2004年、文化芸術都市創造事業本部を設置し、「クリエイティブシティ・ヨコハマの形成」に向けた取り組みを開始。アーティスト・クリエイターが住みたくなる創造環境の実現などの目標を掲げる。
金沢市	「金沢市民芸術村」や「金沢21世紀美術館」などの開設による新しい街の魅力創出が評価され、2008年、文化庁長官表彰「文化芸術創造都市部門」を受賞した。
香川県	将来の姿として①多様な人材がもたらす地域のリノベーション、②世界を視野に入れた交流・集客都市、③新しいライフスタイルの実現を掲げている。2009年に瀬戸内国際芸術祭を開催予定。
ロンドン	2004年にロンドン開発局が創造産業の振興を図る「Creative London」というキャンペーンを立ち上げ、創造産業における新たな産業の開発や雇用の促進、新進ミュージシャンやデザイナーを支援。
ベルリン	壁の崩壊後、欧州各地から若手アーティストが旧東ベルリン地区へ集まってきてスタジオを構え、ギャラリーも次々オープンした。ユネスコによる創造都市ネットワーク「デザイン都市」の指定を受けている。
ボローニャ	2000年に「欧州文化都市」として「ボローニャ2000」が行政、商工会議所、大学、市民が芸術家や芸術団体との協力により成功。ユネスコによる創造都市ネットワーク「音楽都市」の指定を受けている。
アムステルダム	元ガス工場の建物を文化施設や小規模な創造産業のオフィスとしてレンタルする文化公園や、造船工場跡地に巨大なアーティストビレッジを開設されたNDSMなど、注目のプロジェクトが挙げられる。
ニューヨーク	巨大な文化創造都市、創造産業クラスターの集合体の都市、ニューヨーク。ニューヨーク芸術連盟の試算では、創造産業によって212億ドルもの経済効果を及ぼしているとのことである。
モンリオール	「サーカス芸術の都市」として知られるようになったモンリオールを牽引したのがTOHUというNPO団体で、文化と創造性をコミュニティ開発の手段とした都市再生のモデルと言われるようになった。
メルボルン	「世界で最も暮らしやすい都市」と言われるメルボルンの国際アートフェスティバルは、2007年は13カ国1,079人のアーティストが593の公演を繰り広げ、およそ50万人の観客を迎えた。
ソウル	ソウル特別市は、高付加価値産業とされるファッション産業、ゲーム産業、漫画・アニメーション産業などの支援を行っている。アメリカで教育を受けた韓国人は、いまや自国に戻り職を得る者が多い。
北京	北京市街の北東部に位置する「798芸術区」と呼ばれるエリアは、自然発生的にギャラリーやアート関係のスペースが集積する地区となっており、北京の現代的な芸術活動の象徴的なエリアとなっている。
上海	毎年、国際芸術祭、国際映画祭等も開催されている。2010年5月から10月まで、上海国際博覧会が上海世博園で開かれる予定。テーマはより良い都市、より良い生活Better City Better Life)。
香港	西九龍地区では巨大複合施設が建設中であり、隣接して『西九龍文化施設群』と呼ばれる現代美術館や劇場、ホール、展示場、スタジアムなどを兼ね備えた文化施設が建設される見込み。
シンガポール	シンガポールは2000年にルネッサンス都市宣言を行い、シンガポール芸術祭、アート教育事業、各種助成制度、遊休施設をアートスペースに転用するアート・ハウジング事業などを実施している。





資料5-2 主な文化機関による助成プログラム

国の文化機関や民間の助成団体による平成20年度の助成プログラムを整理した。文化庁の助成プログラムの中核をなす「文化芸術創造プラン」は、「最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等」、「『日本映画・映像』振興プランの推進」、「新進芸術家やアートマネジメント人材の育成」、「感性豊かな文化の担い手育成プランの推進 - こどもの文化体験活動の推進 - 」の4本の施策によって体系づけられている。芸術文化振興基金は、1990年の創設時からプログラムはほとんど改訂が行われていない。

文化機関名	助成プログラム名	平成20年度予算(億円)
文化庁		184.5
	<b>芸術団体等への支援</b>	79.2
	文化芸術創造プラン(新世紀アーツプラン)	
	最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等	
	舞台芸術振興事業(芸文基金経由)	
	芸術創造活動戦略的支援事業等の推進	
	芸術創造活動戦略的支援事業	
	芸術拠点形成事業	
	舞台芸術振興の先導モデル推進事業	
	優れた芸術の国際交流	
	芸術祭の開催	
	<b>芸術家等の人材育成</b>	22.0
	新進芸術家やアートマネジメント人材の育成	
	新進芸術家の養成、発表への支援	
	新進芸術家海外留学制度(一般、高校生)	
	新進芸術家の育成公演事業	
	芸術団体等が行う養成、発表機会の充実	
	芸術団体人材育成支援事業	
	国民文化交流の推進(国民文化祭)	
	国際交流による地域文化活性化事業	
	公立文化施設の活性化による地域文化力の発信・交流の推進	
	アートマネジメント人材の育成	
	<b>感性豊かな文化の担い手育成プランの推進 - こどもの文化芸術体験活動の推進 -</b>	62.8
	感性豊かな文化の担い手育成プランの推進 - こどもの文化芸術体験活動の推進 -	
	本物の舞台芸術に触れる機会の確保	
	伝統文化子ども教室事業の推進	
	学校の文化活動の推進	
	地域人材の活用による文化活動支援事業	
	「文化芸術による創造のまち」支援事業	
	<b>メディア芸術、日本映画・映像の振興</b>	20.5
	「日本映画・映像」振興プランの推進	
	新しいメディア芸術の振興	
	メディア芸術祭	
	メディア芸術プラザ	
	魅力ある日本映画・映像の創造	
	メディア芸術振興総合プログラム	
	日本映画・映像の流通の促進	
	映画・映像人材の育成と普及等	
	日本映画フィルムの保存・継承	
芸術文化振興基金		18.5
	<b>芸術創造普及活動</b>	11.6
	現代舞台芸術創造普及活動(音楽、舞踊、演劇)	
	伝統芸能の公開活動	
	美術の創造普及活動	
	多分野共同等芸術創造活動	
	映画の製作活動	
	<b>地域文化振興活動</b>	3.4
	地域文化施設公演・展示活動(文化会館公演活動、美術館展示活動)	
	歴史的集落・町並み保存活用活動	
	民俗文化財の保存活用活動	
	<b>文化振興普及団体活動</b>	1.5
	アマチュア等の文化団体活動	
	伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動	
	舞台芸術振興事業(文化庁からの運営交付金による助成)	2.0

資料5-2 国の主な文化機関による助成プログラム(続き)

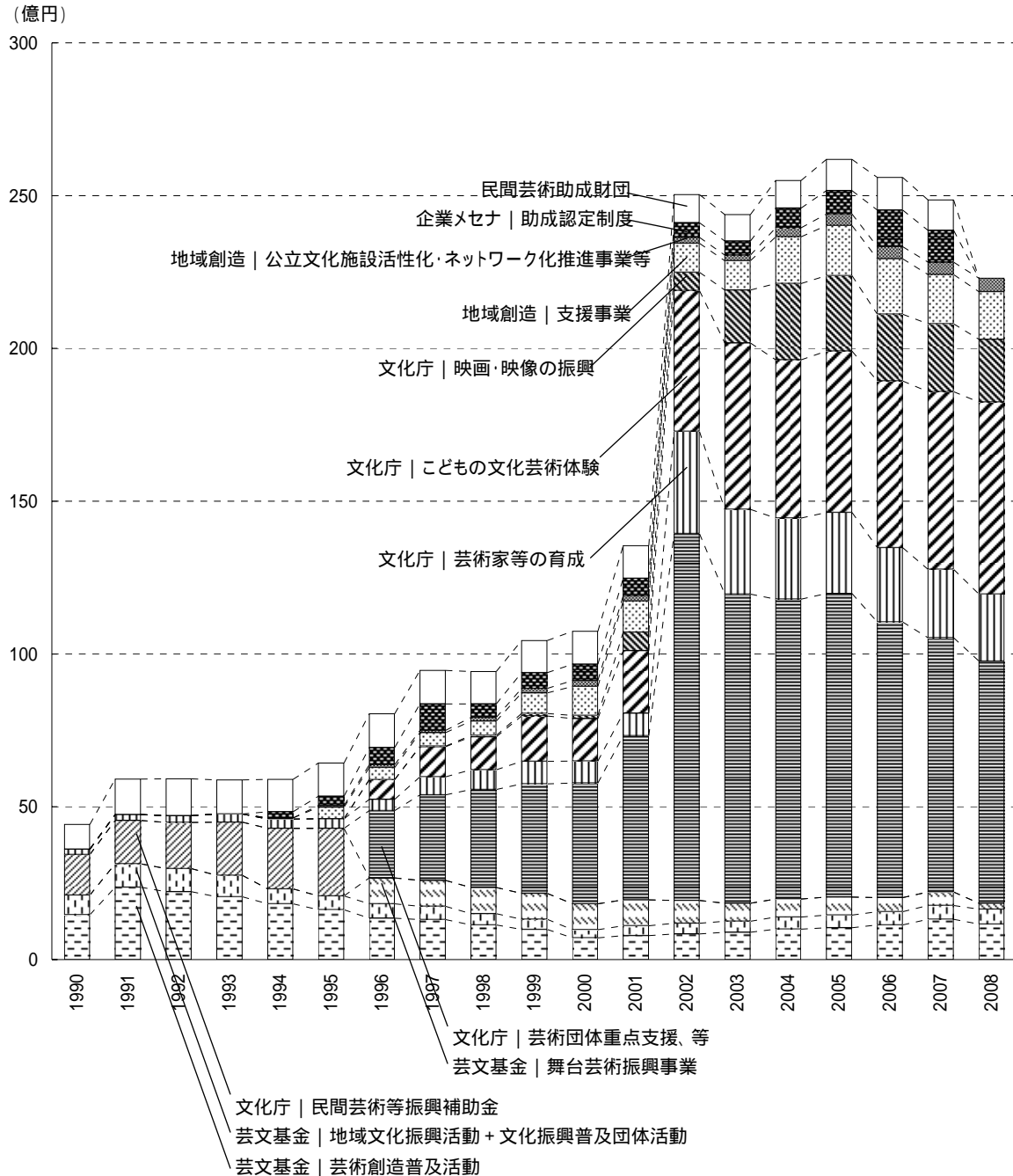
(財)地域創造の施策は、支援事業だけでなく、公立文化施設活性化・ネットワーク化推進等も実質的に事業費が支援されるプログラムが多い。(財)地域創造の場合、単に資金的な援助だけでなく、支援を受ける側が、事業や政策を主体的に考えて取り組む仕組みとなっている。民間企業や個人が創設した民間の芸術助成財団、(社)企業メセナ協議会の「助成認定制度」を活用した寄附実績をあわせると、平成19年度の実績では約20億円となり、芸術文化振興基金や(財)地域創造の支援額に比肩しうる規模であることが分かる。

文化機関名	助成プログラム名	平成20年度予算(億円)
<b>(財)地域創造</b>		<b>18.4</b>
	<b>支援事業</b>	<b>15.1</b>
	地域の芸術文化環境づくり支援事業	
	公立文化施設活性化支援事業	
	研修企画支援事業(マスターコースの企画支援)	
	地域伝統芸術等保存事業	
	芸術文化国際化推進事業	
	地域芸術文化国際交流推進事業	
	<b>公立文化施設活性化・ネットワーク化推進等</b>	<b>3.3</b>
	芸術提供・共催事業	
	地方都市オーケストラフェスティバル事業	
	公共ホール音楽活性化事業	
	公共ホール音楽活性化アウトリーチ・フォーラム事業	
	公共ホール音楽活性化支援事業	
	公共ホール演劇製作ネットワーク(モデル)事業	
	公共ホール現代ダンス活性化事業	
	リージョナルシアター・シリーズ	
	市町村立美術館等活性化(モデル)事業	
	公立美術館巡回支援事業	
	地域の公立美術館等ネットワーク事業	
<b>民間芸術助成財団</b>		<b>(不明)</b>
	サントリー音楽財団	
	日本交響楽振興財団	
	ソニー音楽芸術振興会	
	鹿島美術財団	
	沖永文化振興財団	
	三菱UFJ信託芸術文化財団	
	セゾン文化財団	
	アフィニス文化財団	
	三井住友海上文化財団	
	アサヒビール芸術文化財団	
	三菱UFJ信託地域文化財団	
	五島記念文化財団	
	野村国際文化財団	
	花王芸術・科学財団	
	ローム ミュージックファンデーション	
	明治安田クオリティオブライフ文化財団	
	全国税理士共栄会文化財団	
	よんでん文化振興財団	
	朝日新聞文化財団	
	エネルギー文化・スポーツ財団	
	新日鐵文化財団	
	ユニオン造形文化財団	
	ローランド芸術文化振興財団	
	文化・芸術による福武地域振興財団	
<b>企業メセナ協議会</b>		<b>(不明)</b>
	◎助成認定制度	
<b>国際交流基金</b>		<b>(不明)</b>
	文化芸術交流事業に必要な経費	

資料:「ニッセイ基礎研究所報 Autumn 2008 Vol.51 再考、文化政策－拡大する役割と求められるパラダイムシフト」  
(吉本光宏／ニッセイ基礎研究所) 2008(平成20)年

資料5-3 芸術文化への助成・支援金額の推移

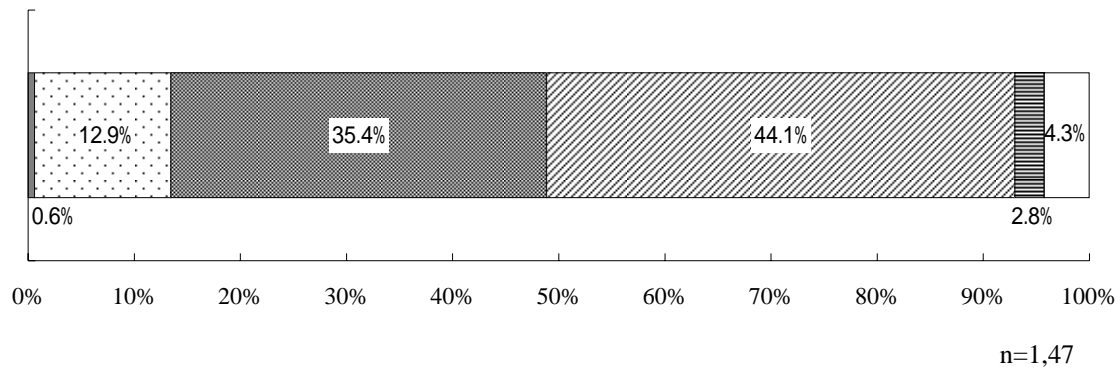
芸術文化に対する助成や支援の予算や助成額の推移を、支援の主体やプログラムの種別に整理した。2002年度の文化庁の大幅な予算拡充によって、日本の芸術文化に対する支援金額はそれまでのほぼ2倍の規模になっている。2003年度以降は、文化庁の芸術団体等に対する重点的な支援の予算が減少し、子どもの芸術文化体験や文化芸術によるまちづくり、映画・映像に対する支援プログラムの予算が増加する傾向にある。



資料:「ニッセイ基礎研究所報 Autumn 2008 Vol.51 再考、文化政策－拡大する役割と求められるパラダイムシフト」  
 (吉本光宏／ニッセイ基礎研究所) 2008(平成20)年

資料6-1 芸術団体、個人の活動資金の現状

芸術団体、個人の資金面での現状については、「慢性的に不足」が44.1%、「活動資金は不足気味」が35.4%と、不足感を感じている割合は約8割(79.5%)にのぼる。「個人」、「団体」ともに「慢性的に不足している」の割合が高いが、特に「個人」では58.7%を占めており、不足感を感じている割合は、9割近く(86.7%)となっている。

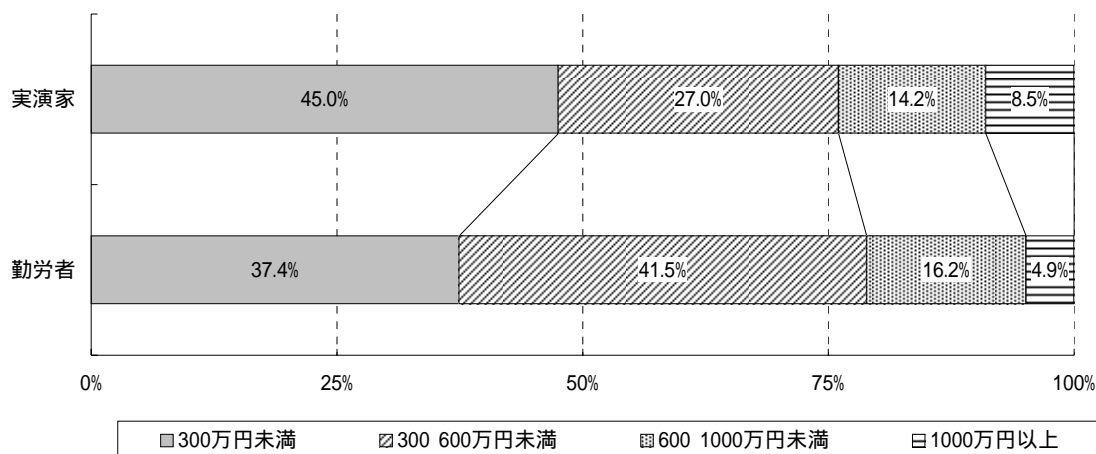
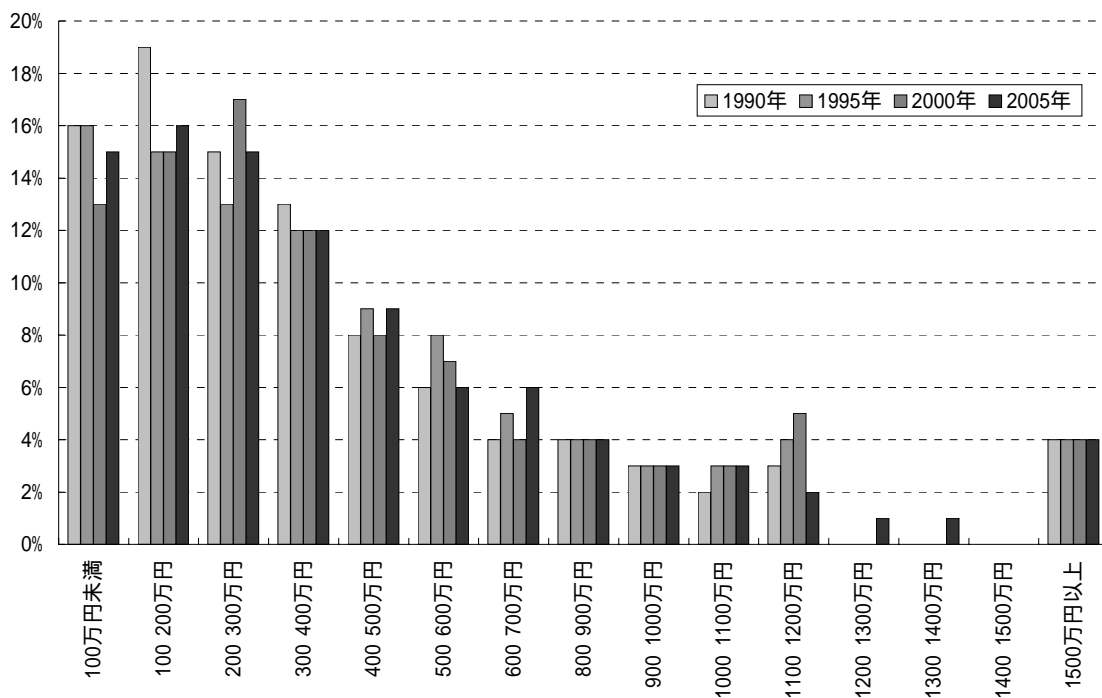


- まったく問題ない
- 活動資金は不足気味である
- その他
- 十分ではないが、不足はしていない
- ▨ 慢性的に不足している
- 無回答

資料:「芸術文化振興基金助成対象分野別の活動状況、助成成果及び運営上の問題点等の把握に関する調査報告書」(ニッセイ基礎研究所) 2006(平成18)年

資料6-2 芸能実演家個人の年収分布の変化、および収入構成の比較

上のグラフは芸能実演家全体の年収総額の分布で、100万円単位の区分ごとに年次変化を見た。全4回の調査から、実演家の年収分布が300万円未満に集中していることが見受けられる。下のグラフは、2005年の一般の勤労者と芸能実演家の収入構成を比較したもので、年収300万円未満の低所得層が勤労者は37.4%だが、実演家は45.0%と全体の半数近くとなっている。一方、年収1000万円以上の高所得者層は勤労者の4.9%に比べ実演家8.5%と倍近い数値が出ているのが特徴である。



資料:「芸能活動の構造変化 この10年の光と影」(社団法人日本芸能実演家団体協議会)2007(平成19)年

現状の東京都での現代演劇に対する稽古場の供給率は、以下のような試算の結果、50.0%ということになる。しかし、民間の稽古場は利用料金も高く、長期間レンタルできるような劇団やプロダクションはある程度の経済的基盤が安定している団体でもある。また、現代演劇だけでなく、ダンスの状況も合わせて考えると、東京都における稽古場不足は明らかだといえる。

### 都内の演劇・ダンスの練習場所

#### 公立文化施設の状況

公立文化施設(社団法人公立文化施設協会の会員施設)の数	115施設
公立文化施設でリハーサル室・練習室が設置されている施設	60施設
公立文化施設のリハーサル室・練習室の数	156室

#### 民間施設の状況

都内の稽古場施設	49施設
都内の稽古場施設のリハーサル室・練習室の数	117室

都内の演劇・ダンスの練習場所の計	273室
------------------	------

### 東京都における現代演劇の延べ稽古日数

東京都における現代演劇の上演回数(2004年)	16,383回
年間の現代演劇の上演件数(1公演6回と仮定して)	2,731件
年間の延べ稽古日数(1公演の稽古日数を30日と仮定して)	81,930日

### 東京都における現代演劇に対する稽古場の供給率

ほとんどの公立文化施設には連続使用のできる期間に制約があるため、リハーサル室・練習室を30日間連続して利用することは不可能

東京都における稽古場の述べ供給可能日数(民間の稽古場施設の117室が仮に年間350日を稼動したとして)

40,950日

東京都での現代演劇に対する稽古場の供給率  
(供給可能日数40,950日÷稽古日数81,930日)

50.0%

## 【稽古場や練習場に関する問題点や課題】

- ・都内で稽古場を確保するのは至難の業(稽古場難民)。手ごろな価格、広さ、場所がそろった場所が少なく、あっても予約がなかなかとれない。(企画・製作団体／ダンス)
- ・稽古場を常に転々としている。(実演団体／演劇)
- ・長期にわたる稽古が必要な際、同じ稽古場、作業場で作品製作ができると、出演者のあらゆる面でのストレスが軽減され、稽古に集中できるようになる。(企画・製作団体／ダンス)
- ・利用したいタイプの稽古場は都内に少なく、利用申し込みをする際に既に埋まっている。(実演団体／演劇)
- ・稽古場の保守、管理の規制が強すぎる傾向が大。過剰な規制はやめるべき。(－／－)
- ・都内では、作業場や保管場所(倉庫)を確保することが困難であることほどの団体でも共通であると思う。(実演団体／演劇)
- ・民間のスタジオは料金が高く、あまり利用ができない。廃校利用の施設が増えているが、普通教室では狭くて稽古ができない。広い場所が体育館だけだと、人気があってもなかなか取ることができない。(実演団体／その他)
- ・劇団で借りている劇場は天井が低く狭いので、劇場と同じセットが組めない。(実演団体／演劇)
- ・廃校等を利用した空間開放がなされていることが近年多くなっており、嬉しいことだが、防音設備等で不備があったり、共同利用という大前提を理解していない団体が存在することにもどかしさが感じられる。(実演団体／演劇)
- ・小さな劇団では、なるべく制作費を抑えて、出演者のノルマ等も抑え、のびのびとした稽古を考えている。我々のような劇団でも自由に使える施設ができれば最高である。(実演団体／演劇)

## 【創造環境、創作に関する問題点や課題】

- ・演劇という芸術は時間の積み重ねが大切。次から次へと創作される作品に、しっかりとした実力もおぼつかない俳優が人前に出ているという状況。(実演団体／演劇)
- ・一つの作品を創作するのはほぼ半年、短くとも3ヶ月はかかる。しかし、稽古場の広さ、音の問題など、予算乏しい日本の現状では1ヶ月程度の即席で仕上げるしかない。実を削るに値する作品は社会が作り出すのだという認識を持って頂きたい。(実演団体／演劇)
- ・ニューヨーク市のパブリックシアターを任されたのは劇団「ニューヨーク・シェイクスピア・カンパニー」。家賃は年1ドル。つまり、やる気のある、そして質の高い劇団に全てを任せて責任を持たせている。日本ではまだ一劇団に全てを任せるという文化ができていない。(－／演劇)

カッコ内は、最も主とする活動・事業／最も主とするジャンル。「-」は無回答である。

資料: 『活動支援アートセンター(仮称)』基本計画策定に関する支援業務報告書  
(ニッセイ基礎研究所、東京都生活文化スポーツ局委託調査)2008(平成20)年

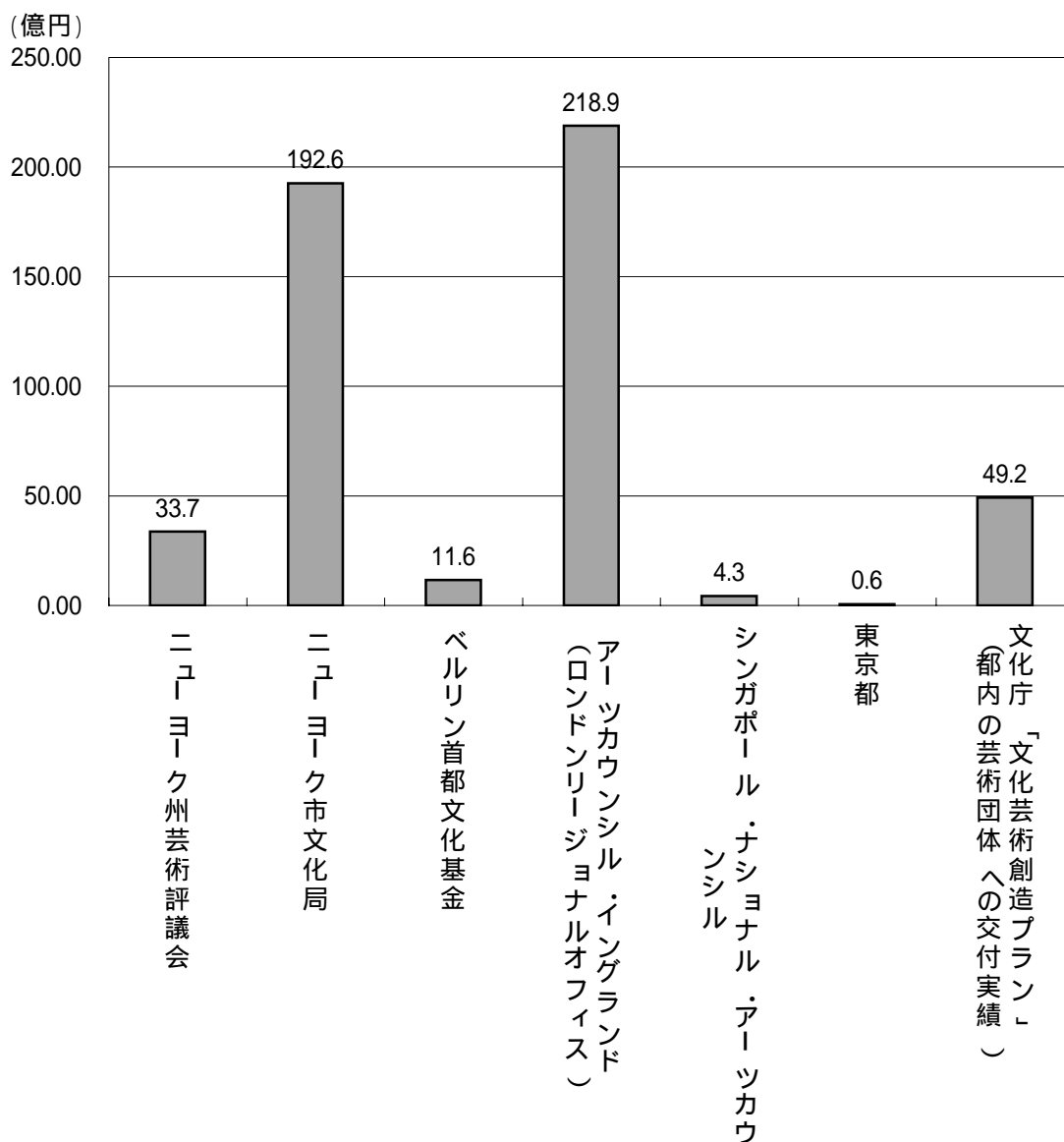


ニューヨーク州芸術評議会			
事業概要	ニューヨーク州芸術評議会(以下NYSCA)はニューヨーク州政府の知事部局に設置された。NYSCAの活動は、組織の構造と全体の方針を規定する州の法律によって決定されており、年間の予算配分と運営は毎年度、州知事と議会によって決定。また州予算以外にNEAから補助金を受けている。		
データ	年間助成額(2005年度)	\$37,400,000	助成額円換算(1\$=¥90)
	プログラム数	16分野	助成採択件数
			33億6,600万円
			1,304件
ニューヨーク市文化局			
事業概要	ニューヨーク市文化局は、NPOに対する助成、技術的支援などを行うことにより市の文化行政を担っている。資金提供のうちの事業助成は、市が所有する文化施設以外の700以上の団体に財政援助を行うもので、文化局では一年に一度、団体からプロポーザルを提出させ、助成する団体を決定する。		
データ	年間助成額(2008年度)	\$214,000,000	助成額円換算(1US\$=¥90)
	プログラム数		助成採択件数
			192億6,000万円
			700件以上
ベルリン首都文化基金			
事業概要	首都文化基金は、連邦政府とベルリン特別市の枠組みの中で設立された基金。予算は、連邦政府から毎年1,020万ユーロが投入される。基金の運営は市(州)政府が行っているが、事務局の運営費は予算全体の約1%で、恒常的な人件費はベルリン特別市(州)が支出している。		
データ	年間助成額(2006年度)	€ 9,264,700	助成額円換算(1EUR=¥125)
	プログラム数	14分野	助成採択件数
			11億5,809万円
			130件
アーツカウンシル・イングランド			
事業概要	イングランド芸術評議会は、文化・メディア・スポーツ省からの資金と宝くじ基金を、芸術分野のプロジェクトや団体に支給する公的機関。組織全体の統括的役割を果たすナショナル・オフィスと、イングランド全国9地域のリジョナル・オフィスに分かれている(以下のデータは、ロンドン・リージョナル・カウンシルの実績)。		
データ	年間助成額(2005年度)	£156,336,613	助成額円換算(1GBP
	プログラム数	16分野	助成採択件数
			218億8,713万円
			854件
パリ市			
事業概要	パリ市では文化保全、文化普及、活発化、文化教育を基本として、文化の民衆化、大衆化を目指している。パリ市文化部の定員数は約400名、予算はパリ市予算の約6%。美術館、劇場、図書館などの運営のほか市内の文化的なアソシエーション(=NPO)などに助成金を出している。		
データ	年間予算額(2006年度)	350,000,000	予算額円換算(1EUR=¥125)
	プログラム数	4分野	助成採択件数
			437億5,000万円
シンガポール・ナショナル・アーツカウンシル			
事業概要	シンガポール芸術評議会は、シンガポールにおける芸術文化の発展を目的として、シンガポール政府によって設立された評議会である。収入は政府の助成金が65.3%を占めており、これ以外に家賃収入(8.5%)、寄付(7.6%)、基金(7.0%)、劇場(5.2%)などとなっている。		
データ	年間助成額(2004年度)	SGD 6,601,098	助成額円換算(1SGD=¥65)
	プログラム数	26分野	助成採択件数
			4億2,907万円
			550件
ソウル文化財団			
事業概要	ソウル文化財団は2004年に設立。文化芸術支援、Hi Soul祭、文化プログラム開発試行などの事業を行っている。2006年から「ビジョン2015 文化都市ソウル」という10年間でソウル市を文化都市にするための企画が始まった。		
データ	年間予算額(2006年度)	₩15,300,000,000	予算額円換算
	プログラム数		助成採択件数
			10億7,100万円
東京都			
事業概要	東京都の生活文化スポーツ局による「芸術文化発信事業助成」。国際的な交流を通じて、東京の芸術文化の魅力の世界に発信する創造活動を支援することを目的とし、演劇、音楽、舞踊、美術・映像、その他の5分野で、都内に主たる事務所を構え、都内で活動を実績を有する団体に助成する。		
データ	年間助成額(2008年度)	¥60,000,000	助成額円換算
	プログラム数	1分野	助成採択件数
			6,000万円
			28件

資料:「芸術文化振興基金助成対象分野別の活動状況、助成成果及び運営上の問題点等の把握に関する調査報告書」  
 (ニッセイ基礎研究所) 2006(平成18)年  
 「『アーツプラン21』の効果に関する調査研究ーアーツプランの効果をもとめるための提言」  
 (株式会社UFJ創造研究所)2002(平成14)年  
 「文化政策に関する基礎研究 都市文化政策の領域と政策決定期間の役割」  
 (東京大学大学院人文社会研究科文化資源学研究室プロジェクトチーム)2007(平成19)年

海外主要都市の芸術機関のうち、助成金として交付した金額が判明したものをグラフ化した(パリ市とソウル文化財団は、芸術助成を扱う機関の年間予算は判明したが、助成交付金額は判明しなかったため、グラフから削除した。また、各芸術助成機関のデータソースから、判明した最新のデータを採用しているため、同じ年のデータではない)。さらに、東京都内の芸術団体は、文化庁の「文化芸術創造プラン」による支援を受けている団体も数多くあるため、参考値としてグラフに加えた。グラフからも分かるように、東京都の年間助成額は他の海外主要都市と比較して極めて小さい額であると同時に、文化庁による助成額と合わせても、ロンドン、ニューヨークとの差は明らかとなっている。

海外主要都市の芸術助成機関による年間助成額の比較



資料提供:文化庁

文化庁「文化芸術創造プラン」のうち、ここで取り上げているのは「芸術創造活動重点支援事業」「芸術拠点形成事業」「国際芸術交流支援事業」の3事業であり、「新進芸術家海外留学制度」「芸術団体人材育成事業」は含めていない。また、東京都内に所在する芸術団体が交付を受けた金額は、全都道府県(73億4千万円)のうち67.1%となっている。

<b>芸能花伝舎</b>	
住所	東京都新宿区西新宿6-12-30 旧淀橋第三小学校
運営主体	社団法人 日本芸能実演家団体協議会
延床面積	2,350㎡
利用目的	演劇・音楽・舞踊・演芸などの芸能および芸術に関わる活動
施設概要	(稽古用施設) 旧特別教室 4室、旧給食室 1室、体育館 1室 (会議用スペース) 旧職員室 1室、一般教室 3室、旧特別教室 1室 そのほか、入居団体事務所、フリースペースなど
<b>にしすがも創造舎</b>	
住所	東京都豊島区西巣鴨4丁目9番1号 旧朝日中学校
運営主体	特定非営利活動法人 アートネットワーク・ジャパン／特定非営利活動法人 芸術家と子どもたち
延床面積	3,902㎡
利用目的	演劇・ダンス等の稽古場施設、アートと地域を結ぶ「創造・発信・交流の拠点」
施設概要	1階稽古場 2教室 (普通教室)／2階稽古場 1教室 (普通教室)／3階稽古場 2教室 (普通教室)／音楽室／体育館(公募はしていない)
<b>森下スタジオ</b>	
住所	東京都江東区森下3-5-6
運営主体	財団法人 セゾン文化財団
延床面積	延床面積は不明(3つのスタジオの面積の合計は457㎡)
利用目的	財団法人セゾン文化財団が運営する演劇・舞踊の稽古専用施設
施設概要	(スタジオ)Aスタジオ／Bスタジオ／Cスタジオ (その他設備)／各スタジオ専用:ロッカールーム スタッフルーム
<b>ベニサンピット</b>	
住所	東京都江東区新大橋2-17-12
運営主体	株式会社 紅三
延床面積	5,480㎡
利用目的	劇場、スタジオ
施設概要	総面積5,480㎡、7つのフロアの舞台芸術の稽古場からなるベニサンスタジオ。ベニサンピットは、伝統的な形と設備を持つ劇場ではなく、上演する作品それぞれの条件に合わせて可変する劇場で、T.P.T.(シアタープロジェクト・東京)の拠点となっている。2009年1月に閉鎖予定。
<b>京都芸術センター</b>	
住所	京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546-2 旧明倫小学校
運営主体	京都芸術センター(財団法人 京都市芸術文化協会)
延床面積	5,209㎡
利用目的	伝統文化、美術、音楽、演劇などさまざまな分野の芸術活動
施設概要	制作室(12室)／ギャラリー北／ギャラリー南／講堂／大広間／フリースペース／その他、図書室、ショップ、情報コーナー、茶室、カフェ、談話室。
<b>精華小劇場</b>	
住所	大阪府中央区難波3-2-4 旧精華小学校
運営主体	市文化振興課／精華校園跡地活性化協議会／精華演劇祭実行委員会／(財)大阪都市協会
延床面積	993㎡(体育館1階・地階)
利用目的	「精華演劇祭」をメインイベントに、実行委員会のセレクトした催し(主催事業)を行う
施設概要	精華小劇場は、元精華小学校体育館(地上4階の1階部分)を改修したフリースペース。客席・舞台ともに仮設で、200席。劇場地下に事務局および若干のサブ・スペースあり。本校舎の教室は生涯学習ルームとして地域住民が利用。
<b>大阪市立芸術創造館</b>	
住所	大阪市旭区中宮1-11-14
運営主体	有限責任事業組合アートサポート
延床面積	大阪市旭区民センター(延床面積12,407㎡)内の複合施設として設置
利用目的	稽古場・スタジオを完備した、芸術表現を目的とした活動を支援する施設
施設概要	音楽練習室(レコーディングスタジオ) 大、中各1／音楽連教室(中2、小2)／大練習室(椅子席180席設置可能)／演劇練習室(大1、中2、小2)／MEDIA ROOM／その他、ミーティングルーム、事務室など

資料:『「アートヴィレッジ IN 東京(仮称)」の基本計画策定に関わる調査報告書』  
(ニッセイ基礎研究所、東京都生活文化スポーツ局委託調査)2006(平成18)年

セゾン・フェロー	
趣旨	演劇界・舞踊界での活躍が期待される劇作家、演出家、または振付家個人の創造活動を支援対象としたプログラム。 フェローに選ばされると、自らが主体となって行う創造活動に当財団からの助成金を充当することができるほか、必要に応じて稽古場や活動に必要な情報の提供が受けられる。
助成内容	芸術家個人が密接にかかわるプロジェクトに対して下記のとおり助成金を支給する。 □ジュニア・フェロー 100万円 / 2年間 □シニア・フェロー 300万円～ / 原則3年間 助成金の使途はフェローと相談のうえ行う。また、希望者には公演稽古、ワークショップ開催の場として森下スタジオを提供(使用条件についてはこちらを参照のこと)。スタジオ申請期間は2009年6月2日から2010年5月31日まで。 原則上記の期間にわたって助成を行うが、継続の可否に関しては毎年見直す。
対象者	下記の条件を満たしている劇作家、演出家、または振付家個人。 □ジュニア・フェロー ・日本に活動の拠点を置いている ・申請時点で35歳以下である ・申請時点で過去3作品以上の公演実績がある ※ただし、過去に当財団の「B-1 芸術創造活動Ⅰ」プログラムで支援を受けた芸術団体の主宰者は対象外。 □シニア・フェロー ・日本に活動の拠点を置いている ・原則申請時点で45歳以下である ・申請時点で過去3作品以上の公演実績がある ・以下のいずれかの要件を満たしている * 劇団／ダンスカンパニーの主宰者としてセゾン文化財団の助成歴がある * 戯曲賞／演出家賞／振付家賞等の受賞歴がある * 海外の著名なフェスティバルのメイン部門での招聘歴がある ※ただし、過去に当財団の「B-2 芸術創造活動Ⅱ」プログラムで支援を受けた芸術団体の主宰者は対象外。
2006～07年度の助成交付団体(若手奨励、芸術創造活動Ⅰ、芸術創造活動Ⅱ)	
2006年度	□若手奨励(演劇) ごまのはえ／高山明／土屋亮一／前田司郎 □若手奨励(舞踊) 鈴木ユキオ □芸術創造活動Ⅰ(演劇) 地点／劇団、本谷有希子／チェルフィッチュ／マレビトの会 □芸術創造活動Ⅰ(舞踊) 東野祥子／Co. 山田うん／BATIK □芸術創造活動Ⅱ(演劇) 指輪ホテル □芸術創造活動Ⅱ(舞踊) AbsT／レニ・バッソ
2007年度	□若手奨励(演劇) 竹内佑／畑澤聖悟／広田淳一／中野成樹／中島諒人／ごまのはえ／武沢宏／前川知大 □若手奨励(舞踊) 鈴木ユキオ／遠田誠 □芸術創造活動Ⅰ(演劇) 劇団、本谷有希子／ペンギンパイルパイルズ／マレビトの会／チェルフィッチュ／地点 □芸術創造活動Ⅰ(舞踊) Dance Company BABY-Q／大橋可也&ダンサーズ／Co. 山田うん □芸術創造活動Ⅱ(舞踊) AbsT

資料:「セゾン文化財団プログラムガイドライン」<http://www.saison.or.jp/application/01a.html>(セゾン文化財団)  
「過去の事業検索」[http://www.saison.or.jp/search\\_past.html](http://www.saison.or.jp/search_past.html)(セゾン文化財団)

フランス文化コミュニケーション省・舞台芸術局(DMDTS)が支援を行う対象は、「作品の執筆と研究に対する助成」「作品の制作・創造に対する助成」「作品普及の拠点等に対する助成」「一般芸術教育に対する助成」「高等芸術教育およびプロフェッショナル人材育成に対する助成」という5つに大別できる。ここでは、個人に対する助成を行う「作品の執筆と研究に対する助成」を取り上げて概要を説明する。

<b>作品の執筆と研究に対する助成</b>	
<b>作曲の委嘱 (La commande musicale)</b>	これは、国が作曲家個人に新作の作曲を委嘱する形で行われる助成で、申請にあたっては、作品を制作・上演する機関の承諾書が必要となっている。2004年度実績では、採択数83件、助成総額は85万8,000ユーロ(約1億3,300万円)。
<b>研究助成 (L'aide a la recherche)</b>	舞台芸術の創造、舞台芸術に関連する民族学、美学、社会学、歴史学、経済学、言語学などの学問分野、文化財保護などをテーマにした研究調査に対する助成。助成額は次のとおりグループと個人で異なっている。 ・グループ研究:15,000~30,000ユーロ(約230~470万円) ・個人研究:8,000ユーロ(約120万円)を上限
<b>戯曲の委嘱 (La commande aux auteurs dramatiques)</b>	国が作家・劇作家個人に新作の執筆を委嘱する形で行われる助成で、すでに過去作が出版されているなど、ある程度の知名度を持つ作家が対象となっている。国が支援する劇場が申請母体となり、上演にあたっては、劇作家と演出家は別の人物でなければならない。執筆に要する期間は最大2年で、助成額は次のとおり。ただし、若手作家・劇作家を支援するポータルシェ協会およびCNLからの助成金を受けている場合は対象とならない。 ・オリジナル戯曲:6,100ユーロ(約95万円) ・翻案戯曲:3,050ユーロ(約47万円)
<b>演劇作品の創造に対する助成 (L'aide a la creation d'oeuvres dramatiques)</b>	フランス国内で初めて上演される演劇作品の創造に対して助成が行われ、申請者は作品の作者あるいは翻訳者。応募総数600件程度のうち、12%程度が助成対象となる。制作費は、制作プロデュースを行う機関に直接支払われる(少なくとも20公演以上の上演が必要)。公演まで漕ぎ着けられなかった場合にも、奨励金として3,000ユーロ(約47万円)が作家に支払われ、執筆活動の継続を支援するしくみになっている。
<b>振付記述に対する助成 (L'aide aux ecritures choregraphiques)</b>	すでに実績のある振付家の実験的な振付記述に対する助成。創造や制作ではなく、身体の深い実験や新しい振付記述の方法を模索するための一定期間の芸術的アプローチに対して助成が行われる。
<b>音楽創造センターへの助成 (Les centres de creation musicale)</b>	国内15箇所の音楽創造センターに対する助成。これらのセンターでは、新しい音楽的表現を探索するため、創作のために必要な機材や環境を整備して作曲家を迎えるほか、情報の収集や保存、人材育成、観客育成などを行っている。以下の6センターについては、特に「音楽創造センター」という名称を与え、国が重点的に継続支援する文化施設としての格付けを明確にしている。 CIRM ニース/GMEM マルセイユ/GRAM リヨン/IMEB ブルグ/La Muse-en circuit パリ郊外/Le CCMIX パリ郊外/Festival Musica ストラスブール
<b>情報拠点への助成 (Les lieux-ressources)</b>	以下の国内5箇所の舞台芸術関連の情報拠点に対して助成が行われている。 シャルトリューズ国立劇作センター/ANETH新劇作センター(Aux Nouvelles Ecritures du Théâtre)/アントワヌ・ヴィテ 国際戯曲翻訳センター(La Maison Antoine-Vitez)/現代音楽資料センター/アカンテ・センター(Le Centre Acanthes)

資料: 芸術文化振興基金の今後の方向性と望ましい助成制度のあり方に関する調査研究  
(ニッセイ基礎研究所、独立行政法人に本芸術文化振興会委託調査)2007(平成19)年

art-Link 上野-谷中 2008	
主催	<art-Link 上野-谷中>実行委員会
会場	上野公園内、谷中・根津・千駄木界限
時期	2008年9月27日(土)～10月19日(日)
趣旨	美術の杜上野とそれに隣接する谷中・根津・千駄木といった下町をアートを媒介にしてリンクしようとする活動。地域における自発的で新しいアートのあり方を探り、市民がアートに参加するための場を提供することをめざしている。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1997年にスタート、今年で12回目を迎えた。</li> <li>・美術館、ギャラリー、アーティストなどの団体・個人が同時期に企画を持ち寄り、共同開催。</li> <li>・展覧会はもちろん、パフォーマンス、ワークショップなど、ラインナップは多彩。</li> <li>・観客は無料配布されるマップを手に、町歩きを楽しみつつ、それぞれの拠点をたどって歩く。</li> <li>・この時期、界限では「谷中祭り」、「菊祭り」、「芸工展」なども開催され、多くの観客が訪れる。</li> </ul>
世田谷アートタウン2008 三茶de大道芸	
主催	世田谷アートタウン実行委員会・(財)せたがや文化財団
会場	三軒茶屋・キャロットタワー周辺、世田谷パブリックシアター
時期	2008年10月18日(土)・19日(日)
趣旨	都会の繁華街、渋谷から東急田園都市線で5分。街の喧騒が和らぎ、人々がほっと一息つける場所、三軒茶屋。駅前や周辺には下町情緒を残した街並みと、閑静な住宅地が広がり、様々な人々が行き交う。そんな街が「アートタウン」に変貌する2日間、それが、「世田谷アートタウンフェスティバル『三茶de大道芸』」。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1997年に始まり、今では秋恒例のフェスティバルとして定着している。</li> <li>・世界各国のアーティストたちの華麗なる大道芸、各商店街自慢の模擬店。</li> <li>・ボランティアスタッフと商店街が協力、ユニークな装飾が彩りを添える。</li> <li>・移動しながら芸を見せる“大道移動芸”「ウォーキングアクト」に出会える。</li> <li>・様々なアーティストたち100組による小店が立ち並ぶ「烏山川緑道アート楽市」。</li> <li>・世田谷通りアーケード街では有名古い師が勢ぞろいした「古いストリート」。</li> <li>・パフォーマー、地域の人々、ボランティア、来場者が一体となるフェスティバル。</li> <li>・来場者は2日間で16万人。</li> </ul>
にしすがもアート夏まつり'08	
主催	としま文化創造プロジェクト実行委員会 NPO法人アートネットワーク・ジャパン・NPO法人芸術家と子どもたち
会場	にしすがも創造舎
時期	2008年8月3日(日)～30日(土)
趣旨	廃校校舎を転用し文化芸術創造の拠点として平成16年8月にオープンしたにしすがも創造舎は、「アートネットワーク・ジャパン」と「芸術家と子どもたち」の二つのNPOが共同で管理運営をおこなっている。稽古場施設を中心に、より開かれた形をめざしアートと地域を結ぶ多様なアートプログラムを展開している。「創造・発信・交流の拠点」として、子どもも大人も地域住民もアーティストも自由に集えるアートセンター+チルドレンズ・ミュージアムをめざしている。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休みの最中、子どもたちの体験・発見・交流の場「にしすがもアート夏まつり'08」が開催。</li> <li>・この夏のテーマは、豊島区にゆかりの深い作家・江戸川 乱歩。</li> <li>・「子どもに見せたい舞台」と、「子どもとつくる舞台」の2つの舞台を上演する。</li> <li>・「子どもに見せたい舞台」では、江戸川 乱歩の「少年探偵団」シリーズを舞台化した。</li> <li>・「子どもとつくる舞台」では、子どもたちがプロのアーティストと一緒に舞台を創り公演をする。</li> <li>・その他、絵本の会、ぷちライブや手作りの畑で遊べるなど、様々な体験・発見・交流ができる。</li> </ul>

資料:「art-Link 上野-谷中2008」<http://artlink.jp.org/>

「世田谷アートタウン2008 三茶de大道芸」<http://www.setagaya-ac.or.jp/arttown/index.php>

「にしすがもアート夏まつり'08」<http://sozosha.anj.or.jp/natsumatsuri2008/index.html>

<b>世田谷パブリックシアター(世田谷文化生活情報センター)</b>	
所在地	世田谷区太子堂4-1-1
開館年	1997年
設置主体	世田谷区
運営主体	財団法人せたがや文化財団
施設概要	世田谷パブリックシアター:約600席/シアターラム:約200席 二つの劇場に対応した稽古場が一つずつあり、さらにワークショップや台本の読み合わせなどに使用できる小さい稽古場がある。また、大道具や小道具、衣裳製作のための2つの作業場と染色作業場、音響スタジオなどのスペースがある。
事業方針	・現代演劇と舞踊を中心とした専門的な活動と、市民の創作や参加体験活動。 ・区民の生活と文化・芸術をつなぐために、「上演」と「学芸」のプログラムを展開。 ・作品創造のために芸術監督や制作・学芸・技術分野の専門スタッフを配置。
<b>すみだトリフォニーホール</b>	
所在地	墨田区錦糸一丁目2番3号
開館年	1997年
設置主体	墨田区
運営主体	財団法人 墨田区文化振興財団
施設概要	大ホール:1,801席/小ホール:252席/練習室/ほか
事業方針	・芸術文化の創造・鑑賞機会の提供及び普及:国内外の優れた芸術文化の鑑賞機会を提供。 ・区民等の芸術文化活動の育成:区民による芸術文化活動の発表の場の提供など。 ・芸術文化に関する情報の収集及び提供:情報誌の発行、芸術文化事業の情報提供など。
<b>三鷹市芸術文化センター</b>	
所在地	三鷹市上連雀6-12-14
開館年	1995年
設置主体	三鷹市
運営主体	財団法人 三鷹市芸術文化振興財団
施設概要	風のホール:625席/星のホール:250席/創作室/展示室/音楽練習室/会議室/フェスティバルスペース/レストラン/ほか
事業方針	・国内外の優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供。 ・オリジナリティのある企画を実施し、市民に新しい芸術との出会いを提供。 ・芸術文化活動の体感、表現機会を提供するため、参加型の事業を実施。 ・市民の自主的な芸術文化活動に対して施設を提供、支援。 ・次代を担う子ども達に芸術文化の楽しさを体験する機会を提供。
<b>杉並芸術会館「座・高円寺」</b>	
所在地	杉並区高円寺北2-1-2
開館年	2009年
設置主体	杉並区
運営主体	NPO法人劇場創造ネットワーク(CTN)
施設概要	座・高円寺1:233席(基本形状)/座・高円寺2:256席~298席/阿波おどりホール:160㎡ アーカイブ(書庫)/カフェ「アンリ・フェアブル」/ほか
事業方針	・舞台芸術の創造と発信、及び、地域に根ざした文化活動の拠点。 ・演劇やダンスなどの優れた舞台芸術作品の上演。 ・ワークショップやレクチャーなどの教育普及活動。 ・国内外の劇場とのネットワーク事業。 ・地域住民による様々な芸術文化活動や交流を支援。

資料:「世田谷パブリックシアター」<http://setagaya-pt.jp>  
「すみだトリフォニーホール」<http://www.triphony.com>  
「三鷹市芸術文化センター」<http://mitaka.jpn.org>  
「座・高円寺」<http://za-koenji.jp>

<b>芸団協「芸術団体・舞台芸術ガイドデータベース」</b>	
設置主体	(社)日本芸能実演家団体協議会
URL	<a href="http://www.geidankyo.or.jp/05jyo/02db.htm">http://www.geidankyo.or.jp/05jyo/02db.htm</a>
概要	地域や学校で舞台の公演を企画するために必要となる情報を、企画、団体の両方から検索できるデータベース。「公演事業資料」の情報も公開している。
メニュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術団体データベース(制作会社や芸術団体を地域、ジャンル、事業内容等で検索)</li> <li>・舞台芸術ガイドデータベース(舞台芸術作品をジャンル、対象年齢、キーワード等で検索)</li> <li>・制作会社、芸術創造団体の情報の登録、更新 等</li> </ul>
<b>fringe「小劇場演劇の制作者を支援するサイト」</b>	
設置主体	fringeプロデューサー／荻野達也
URL	<a href="http://fringe.jp/">http://fringe.jp/</a>
概要	小劇場演劇の制作者を支援するサイト。制作者のためにナレッジやツールのページを設け、実践的な情報を提供する。制作者の抱える課題を取り上げ、様々な議論をしていくことで、人材を
メニュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金情報:対象地域(7ブロック+全国)別にデータを整理</li> <li>・ナレッジ:制作者のための理論、実践的なノウハウ、チェックシート</li> <li>・ツール:公演予算シミュレーションなど、Word、Excel、PDF等のテンプレート</li> <li>・テーマ:荻野氏のコラム、掲示板により議論に展開</li> <li>・用語:制作者が知っておくべき専門用語の解説 等</li> </ul>
<b>ネットTAM運営事務局「ネットTAM」</b>	
設置主体	ネットTAM運営事務局(トヨタ自動車株式会社、社団法人企業メセナ協議会)
URL	<a href="http://www.nettam.jp/">http://www.nettam.jp/</a>
概要	「トヨタ・アートマネジメント講座(TAM)」のアーカイブを中心として出発し、その後のコンテンツの多面的な展開とともにアートマネジメントに関する情報提供とネットワークづくりに向けての支
メニュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リレーコラム:リレー形式でつなぐアートマネジメントに関する最新トピック</li> <li>・キャリアバンク:アート、文化関連の求人情報掲示板(職員・アルバイト等)</li> <li>・イベント情報:多様なアート活動の情報を投稿いただく情報交換の場</li> <li>・学ぶには:アートマネジメント関連の講座を開講している国内外の大学や機関 等</li> </ul>
<b>NEC Navigates「Japan's Classical Music Artists」</b>	
設置主体	(社)日本クラシック音楽事業者協会、NEC
URL	<a href="http://www.classic.or.jp/index.html">http://www.classic.or.jp/index.html</a>
概要	インターネットを通して日本を中心にクラシック音楽の世界で活躍するアーティストを海外に紹介し、彼らの国際的な芸術的認知を高めて海外での活動促進を支援する。
メニュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Whats' New:国内のクラシック音楽や文化芸術関係のニュース</li> <li>・Artist Categories:楽器別のアーティストのプロフィールやCDを日英2ヶ国語で紹介 等</li> </ul>
<b>La Sens「小劇場データベース」</b>	
設置主体	La Sens
URL	<a href="http://www.lasens.com/top.html">http://www.lasens.com/top.html</a>
概要	小劇場という世界の中で、「点と点が線になり輪になり、その輪自体が広がるようになれば…」との思いから、芝居を作る人や劇場に足を運ぶ人など演劇に関わる人全てに役に立つサイトを目
メニュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小劇場データベース(所在地、交通アクセス、収容人数、料金等で検索)</li> <li>・スタッフ紹介(照明、音響、舞台美術等の分野別の登録と紹介、仕事依頼の仲介)</li> <li>・劇場インタビュー(首都圏の小劇場のスタッフへのインタビュー)</li> <li>・小劇場や劇場関係の読み物・専門書・スタッフ関係の書籍のご紹介</li> </ul>

資料:芸団協「芸術団体・舞台芸術ガイドデータベース」<http://www.geidankyo.or.jp/05jyo/02db.htm>  
fringe「小劇場演劇の制作者を支援するサイト」<http://fringe.jp/>  
ネットTAM運営事務局「ネットTAM」<http://www.nettam.jp/>  
NEC Navigates「Japan's Classical Music Artists」<http://www.classic.or.jp/index.html>  
Nevula「Next Online」<http://www.next-nevula.co.jp/>



特定非営利活動法人 アートNPOリンク	
所在地	京都市中京区四条通室町西入ル上ル観音堂町466番地みやこ3F space000内
設立年	2006年(活動開始は2003年)
目的	アートNPO は、市民自治の理念にもとづき、アートと社会の橋渡しを通して、幅広く領域をこえたNPOと連携し豊かな市民社会を創出する役割を担っています。アートNPOリンクは、アートが多様な価値を創造し、社会を動かす力を持つ社会的な存在であるとの認識をもとに、この力を広く社会にアピールしていきます。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国アートNPOフォーラム:アートNPOによるアートNPOのためのフォーラムを毎年開催。</li> <li>・アートNPO★データバンク:全国で活動するアートNPOの活動概況を調査し、活動を紹介。</li> <li>・アートNPOリンク*井戸端会議:アートNPOに関する意見交換会や勉強会などを開催。</li> <li>・アートNPO☆NEWS:アートNPOやアートに関する情報をメールマガジンとして送信。</li> <li>・コーディネート:全国のアートNPOを紹介、コーディネートする。</li> <li>・十六夜会:毎月16日午後6時から9時頃まで、コミュニティ茶話会「十六夜会」を開催。</li> </ul>
特定非営利活動法人 ジャパン・コンテンポラリー・ダンス・ネットワーク(JCDN)	
所在地	京都市下京区神明町241オパス四条503
設立年	2001年(活動開始は1998年)
目的	ダンスの持っている力を社会の中で活かしていくこと、子供から老人まで日常生活の中でダンスに触れる機会を創ること、その為の環境を創ること、それがJCDNの使命です。JCDNはダンスの環境を創っていくとともに、日本における芸術のあり方を変革していく運動体=アーツサービスオーガニゼーションを目指すものです。その為にJCDNは、NPO(非営利組織)として設立し、社会とダンスを結び接着剤として機能していきたいと思えます。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンポラリーダンスに関する全国の情報が、誰でも容易に得られ、開かれた状況にする。</li> <li>・若手の育成/ダンスの普及:オリジナリティのある新たなダンスの価値を創り出す。</li> <li>・調査・提言:日本のコンテンポラリーダンスやアートマネジメントについて意見・提言を行う。</li> <li>・海外とのネットワーク作り:国際交流を促進し、際的なコミュニケーションの場を創出すること。</li> </ul>
特定非営利活動法人 芸術家のくすり箱	
所在地	新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎3F
設立年	2007年(活動開始は2004年)
目的	身体を資本として表現活動する芸術家の多くは、身体を酷使しながらも、なかなか普段は身体のケアに手が回らないのが実情です。芸術家の貴重な才能がつぶされることなく有効に開花する仕組みを作り、芸術文化の普及と発展に寄与することを目指します。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー事業:パフォーマンス向上に繋がる身体のケアに関するセミナー・講演会開催。</li> <li>・ヘルスケア助成:身体のケアを特に必要とする優秀な人材への費用および情報面の支援。</li> <li>・調査研究・支援:調査研究への協力、研究成果の現場へのフィードバックの場作り。</li> <li>・情報提供:芸術家のヘルスケアに関する情報を収集し、ウェブサイト等で発信。</li> </ul>
特定非営利活動法人 芸術家と子どもたち	
所在地	豊島区西巣鴨4-9-1 にしすがも創造舎(旧朝日中学校)
設立年	2001年(活動開始は2000年)
目的	子どもたちとアーティストが出会う場づくりをしています。この出会いの場が、子どもたちにとっては〈潜在的な力を存分に発揮する機会〉、アーティストにとっては〈子どもたちと関わり、表現を深める機会〉になると考え、アートとの幸福な出会いを目的に大きく二つの活動に取り組んでいます。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ASIAS」はアーティストが小学校へ出向いてワークショップ型の授業を実施する活動。</li> <li>・「ACTION！」はアートを通して、地域住民が、出会い、交流する場を創る活動。</li> <li>・子どもと向き合う大人のためのワークショップや子どもに関するシンポジウムなども行う。</li> </ul>

資料:「特定非営利活動法人 アートNPOリンク」<http://arts-npo.org/>  
「特定非営利活動法人 ジャパン・コンテンポラリー・ダンス・ネットワーク」<http://www.jcdn.org/>  
「特定非営利活動法人 芸術家のくすり箱」<http://www.artists-care.com/index.html>  
「特定非営利活動法人 芸術家と子どもたち」<http://children-art.net/>